

布勢地区

布勢地区指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：奥出雲町指定棚田地域振興協議会（布勢地区指定棚田活動組織）

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

旧布勢村地域（布勢地区）

佐白町棚田、佐白棚田、上布施棚田、八代西部棚田、八代東部棚田、中村棚田、馬馳棚田、上三所棚田
範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

・令和6年度まで、中山間地域等直接支払制度での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、施設の長寿命化、機能向上を活用し耕作放棄を防ぎ、布勢地区指定棚田における棚田農用地面積131haを維持、管理する。

・令和6年度まで、荒廃農地（遊休農地）の発生防止と再耕作に取り組み、協定農用地の増加を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

・令和6年度まで、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上、施設の長寿命化を活用し布勢地区指定棚田における里山環境の保全、棚田景観を保全する。

③耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施

・令和6年度まで、農作業安全対策として耕作道やほ場進入路の補修・管理を行う。

（定量的目標）

（地元集落内で）遊休農地を再耕作し、遊休農地面積5aを減らし協定農用地として5a増やす。
--

（地元集落内で）法面の草刈を年2回、水路の清掃を年1回行う。

（地元集落内で）農業機械が入りし壊れやすい耕作道やほ場進入路5ヶ所を、日程を決めて計画的に補修する。
--

（地元集落内で）集落の新しい担い手として集落営農組織から農業法人「佐白米」を立ち上げて集積5haを行う。
--

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

・令和6年度までに、指定棚田で自動草刈り機もしくは防除用ドローンを導入し効率化・省力化を図る。

・令和6年度まで、指定棚田における鳥獣被害の減少に向け、侵入防止柵や檻の設置、鳥獣の捕獲活動を実施する。

②農産物の供給の促進

・令和6年度までに、棚田米または棚田での農産物を原料とした農産加工品の商品企画案をつくる。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

・里山に生息する特有で貴重な生物の維持

・環境保全型農業（有機農業やカバークロープ）の促進

④良好な景観の形成（里山の原風景の保全）

・中山間地域等直接支払交付金での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上を通して棚田景観、里山の原風景を守る。

⑤伝統文化の継承

・指定棚田における花田植え、鎮守のお祭りや新嘗祭、とんど祭りなど一昔前には賑わったお祭りのうち、現存する祭りや伝統行事、現存する農文化を維持・継承する。

（定量的目標）

（地元集落内で）自走式草刈機を導入し、共同で行う草刈面積を、10haから1割アップし11haに増加する。
--

(地元集落内で) 独自棚田米としての出荷量を、50,000 kgから1割アップし55,000 kgに増加する。
(地元集落内で) 鳥獣被害の防止のために広域で設置しているワイヤーメッシュや電気柵を、延長1,000mから1割アップし延長1,100mに伸ばす。
(地元集落内で) オオサンショウウオ保護活動として自然観察会を年1回以上開催する。
(地元集落内で) 昔からの神社仏閣(伊賀武神社)の周辺整備のため近隣の山の間伐・草刈を3a行う。

(3) 担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

・令和6年度までに、指定棚田で耕作・保全に取り組む認定農業者を1経営体以上増やし、人・農地プランにおける布勢地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を行い、当該地区の農地の担い手として育成を図る。

②協定集落・集落営農組合・農業法人の育成と有機的な広域連携

・令和6年度までに、指定棚田で農耕・保全に取り組む農事組合法人を1団体増やし、人・農地プランにおける布勢地区の中心的経営体として位置づけることで、農地の集積を図り、農業の担い手として育成する。

・協定集落と営農組織が有機的に結びつき広域連携や規模拡大を図り、新しい就農者を確保し地域の中心的リーダーを育成する。

③(認定)新規就農者の確保・育成

・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、UIターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 担い手1名(記名)を確保し育成を図る。

(4) 棚田を核とした観光資源・地域振興

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

・令和6年度までに、農村交流体験ができる農泊取組1件を確保し関係人口を創る。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

・棚田カフェ、農泊、棚田ガイドの営みを創出し農業女子などの活躍を図る。

・移住・就農希望者に向けたカスケード(受け入れサポート体制)の仕組みづくりを進める。

③棚田米等を活用した6次産業化の推進

・棚田米や農産物を原料とする加工品の開発、販売促進を進め直売所や特産市、道の駅などで販売しブランド化を進める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 小中学校と連携し棚田を舞台とした活動(稲刈はで干し体験)を新しく行い20人の生徒入込数を図る。
(地元集落内で) 棚田で生産される水田園芸作物のミニトマトを生産し、直売所・特産市・道の駅などで販売する。
(地元集落内で) 関係人口につながる棚田を舞台とした表示看板、案内看板、説明看板を併せて3基以上設置する。
(地元集落内で) 関係人口につながる棚田を舞台とした展望台を整備する。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施する。

(1) 棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での機械共同購入・共同防除や畦畔の草刈り・水管理、また協定を結んだ地区に交付される多面的機能支払交付金での共同水路・農道の管理や機能向上を図り、耕作を続けながら保全を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

耕作を続け保全された棚田は、畦畔に囲まれているため集中豪雨には一時的に貯水するダム機能、また地下水として涵養する機能、そして傾斜地の崩壊を妨げる機能を持ち合わせているため、農地の保全・管理を通して、多面的機能の維持を図る。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での共同取組活動としてイノシシの侵入防止柵や檻の設置を促し被害を抑える一方で、これから自動草刈り機や防除用ドローンを共同で取り組みスマート農業・省力化を進め効率性を高める。

②農産物の供給の促進

棚田地域は耕作条件不利地が多く、その不利地を活用し収益性の高い野菜や園芸作物、またはしいたけ等の林産物の生産、そして和牛生産（畜産経営）など複合的に営農している農家も少なくない。

棚田地域はミネラルが豊富な水、また標高が高く昼夜の寒暖の差が大きく、良質米が生産され、地域ブランド米の中でも付加価値を高めるなど、販売促進に取り組んでいる。

今後、棚田での農産物を原料とした農産加工品のアイデアを出し合い、安定経営への工夫を重ねていく。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

棚田地域において、豊かな自然環境の中でカジカガエルやモリアオガエルやタガメ等の水生生物、オオムラサキやミヤマアカネ等の昆虫、また天然記念物であるオオサンショウウオが生息しており、いわゆる里山に特有で貴重な生態系が維持されている。

棚田での耕作など人為活動により形成された二次的自然環境の保全を通じ、生物多様性の保全を図るとともに、日本農業遺産から世界農業遺産（G I A H S）認定に向けて、棚田地域の振興と併せイニシアティブを持ち進めていく。

また、農薬や化学肥料による土壌の荒廃を抑え自然の生態系を生かし安全な食糧生産を目指す環境保全型農業のほか、主作物の休閑期に休耕地や畦畔などを利用して、土壌荒廃を抑え有機物を供給するカバー作物、有機肥料を投入し土壌中の生態系を活用し地力を培い自然循環機能を利用し安全な作物を目指す減農薬栽培、さらには有機農業を進める。

④良好な景観の形成（里山の原風景の保存）

奥出雲町で行われた農業とその営みがつくり出した農村風景は、この地で繁栄を極めた「たたら製鉄」の歴史の上にある。良質な砂鉄を含んだ大地と中国山地の豊かな森林、水資源に恵まれたこの地域は、この自然特性を生かしながら我が国の製鉄における一大生産地帯となり、社会経済を支えてきた。

たたら製鉄に使用される砂鉄は、山肌を切り崩し、砂を流し、水流による比重選鉱「鉄穴（かんな）流し」と呼ばれる技法によって採取された。膨大な土砂を流し広大な面積の鉱山跡地（鉄穴流し跡）が形成され、この跡地は鉄穴流しで利用されていた水利を活かし、次から次へと棚田として再生され、その農地面積は奥出雲町地内の農業基盤（田畑）の3分の1にも及ぶとされている。

鉄づくりとともに培われた景観は、地域で暮らす人々の日々の農業生産活動や生活の営みを通じて形づくられ、地域の自然、歴史、文化と密接に関わっている。初めて訪れた方でも自然に溶け込み、安らぎを得る原風景として映り、先人の築いた歴史や文化、そして日本の原風景を醸し出している。

これからも、棚田の保全、棚田地域の振興を図り、文化的価値を有する良好な景観を守り、次世代へ継承していくため、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能直払での水路・農道の管理・機能向上を活用し里山の原風景を守り続けていく。

そして、「棚田地域振興法」の制定、「棚田地域振興活動加算」の新設において、守り続けるこの原風景（棚田）自体が、地域づくり活動を誘発していることを集落の方々自身が気付き・再発見する契機、飛躍のチャンスと成り

得る。

⑤伝統文化の継承

花田植え、鎮守のお祭り新嘗祭、とんど祭りなど一昔前までは賑わった祭りのうち、現存する祭りの存続と継承。

(3) 担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

人・農地プランにおける布勢地区の中心経営体として実質化し、人・農地プラン算定のカバー率アップを図る。

②集落営農組合・農事組合法人の育成

米価が低迷する中、農地を守りながらコスト削減や効率化を図り、安定した所得を確保し、担い手不足を克服する手立てを講じ、産地として生き残るための戦略が求められている。

布勢地区では中山間地域等直接支払制度での協定集落数 **8 集落**、営農組合数 **4 組合**、農事組合法人はこれからであり、これら組織による農作業の共同化・効率化が求められている。高齢化により農地の維持が困難である規模の小さい個々の集落営農組織等では、生産コスト低減や有利販売等の収益性の向上にも限界がある。このため、地区内の中山間地域等直協定集落や集落営農組織等を構成員とする広域連携組織を設立し、機械の共同利用によるコスト低減、農作業オペレーターの派遣による人材の確保、農作業カバー体制の確立・法人化を目指す。

その一方で、新しい就農者の受け皿となり、地域の中心的リーダーを育てることができる「人づくり・組織づくり・地域づくり」を展開していく。

②(認定)新規就農者の育成

・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、Uターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

(4) 棚田を核とした地域振興・観光資源

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

奥出雲町に育つすべての子供たちに、各小学校単位では、総合的学習である「たたら体験学習」や「仁多米の田植えや稲刈り体験」、そして中学校単位でも総合的学習である「山林での間伐体験」を通じて、奥出雲の文化、稲作、畜産、林業を繋げる農林業システム（資源循環型農業）を伝え、ふるさとに根ざす人材の育成に取り組んでいる。

また、「奥出雲そば街道」を打ち立て、食の魅力を発信し、在来ソバができる秋の「新そば祭り」はそば屋 8 軒と地元そば打ちグループ 4 件が協賛し、2 週間で入り込み客数 1 万 9 千人を迎え入れている。「そば打ち体験」に繋げるそば屋・そばグループもあり、リピーターも多く訪れ、交流の楽しさを感じる方々も少なくはない。

美味しい仁多米、そば、里山の原風景を合言葉に、都市と農村が交流する場所と機会をつくり、お互いが関わりを深めながら奥出雲の食文化、育んできた風習、そして地元の人々に馴染み、親しむ仕組みを創り出していく。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

布勢地区の上三所 4 集落では、中山間地域等直払 4 期には 4 集落協定を 1 協定に統合し、集落営農組織を 1 本化することで、協定事務や共同作業などの効率化を図り、機械の共同利用や農作業受委託の実施など広域の集落営農組織を核とした取り組みを充実させてきた。収穫祭を催し、奥出雲町を代表する「奥出雲神代神楽社中」を育て上げるなど、地域コミュニティ醸成力も高い。また、佐白集落には宿泊もできる美術館「多根自然博物館」があり、展望レストランからは里山の原風景が眺望できる。

この向かいには地元運営組織が経営する日帰り温浴施設「佐白温泉長者の湯」があり「仁多米の卵かけごはん」など地元の食材を使った手料理に人気が集まっている。

今後、これらの集落でこれらの観光資源を呼び水に、棚田に人を呼び込むカスケードを組み立てていく。

カスケード 1 は、入込客に向けて、国道・県道及び町道からの進入路入口には標識看板を設置し、途中に分岐点などあって分かりにくいところには案内看板で方向と距離を表示し、棚田を見下ろせる場所はこの地（棚田）の言われを書き込んだ説明看板を設置する。

カスケード2は、入込客に向けて農家のご自宅の縁側でお茶を振舞ったり、一方でビューポイントである棚田デッキ、棚田カフェ、農泊の話など将来の構想を入込客と一緒に幾度となく語り合う。この語り合いの場ではトイレや駐車場の整備なども題材となるが、中山間地域等直接支払制度では修繕費やその材料代、労務費、イベントの経費など広く体制整備に充てることができる。また、棚田カフェや農泊の推進は田園の将来の仕事を生み出す重要な施策であり、「農業遺産農家民宿等支援事業」の中でも、多様な主体の参画の一端を担う農家民宿などを開業する際に要する経費の一定額を助成している。

カスケード3は、農業や食に興味のある移住者（主に女性の方で、地域おこし協力隊や農業体験滞在者など）を棚田ガイドとして養成し、都市部からの移住志向者で地元と馴染みたい方と長閑で牧歌的な棚田を散策し米作りの魅力を伝える。環境に配慮した有機農業もしくは広域連携組織でのスマート農業のどちらにおいても、地域ぐるみで移住志向の方々に沿った新しいカスケードを組み立てていく。

（5）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（1）～（4）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記の指定棚田地域振興協議会の**布勢**地区下部組織である**布勢**地区指定棚田活動組織である。また、同協議会への参画はないものの、町内にある2つの中学校（仁多中学校、横田中学校）には総合学習の場を提供する。また町内にある1つの高校（県立横田高校）には農業加工品の開発・販売を試す仮想会社の場に、また町内企業にはCSR活動の場を提供する。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

奥出雲町指定棚田地域振興協議会

棚田等の保全・棚田地域の振興に向けて奥出雲町（農業振興課、農林土木課）を事務局とする協議会。構成メンバーは奥出雲町長、農業委員長、島根県、J Aしまね、農業者団体、各地区指定棚田活動組織（仮称）、フィールドワーク・ワークショップの進行・提案を頂く棚田アドバイザー（有識者）など。別に、棚田コンシェルジュ（農林水産省中国四国農政局地方参事官島根県担当）が施策的な方針を提供する。

布勢地区指定棚田活動組織

協議会の下部組織である布勢地区の活動組織の構成メンバーは、布勢地区農地・水・環境保全組織運営委員会の会長、副会長（コーディネーター）、各自治会をはじめ、布勢小学校、布勢幼稚園、体育協会布勢支部、布勢公民館（河太郎）、布勢の郷花づくり同好会の方々など。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

奥出雲町全域で指定棚田の活動計画を提出する理由

奥出雲町内の全域が中山間地域に位置し、たたら製鉄による棚田の文化的景観を持つ地域資源としての価値が、広く認識され、全域での「国の文化的景観の選定」、「日本農業遺産の認定」を受けている。

各旧地域（各地区）の集落の中で、棚田景観のビューポイントへの展望台の設置や棚田のライトアップ、歴史的建造物をリノベーションした飲食店や民泊の営み、棚田オーナー制度そして各地区小学生に向け米作り体験を催している集落は少ない。

そこで、各地区の活動団体と各集落協定が有機的に結びつき、中山間地域等直接支払交付金等（棚田活動加算など）を原資として、奥出雲町全域に波及・相乗する活動計画とする必要がある。

参考資料

- ① 奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観（国の重要文化的景観）2014年選定【資料1】
- ② 日本農業遺産 2019年認定【資料2】
- ③ 都市景観大賞「優秀賞」 2020年受賞【資料3】

指定棚田地域振興活動計画の作成に係わる協議に対する回答

○布勢地区指定棚田地域振興活動計画

2 指定棚田地域振興活動の目標

- ・ 定量的目標における目標値および現状値が低いものがあるのではないか。
- 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項
- ・ 各年度ごとの取組内容について、具体的な記載がない取組があるのではないか。

○三成地区指定棚田地域振興活動計画

2 指定棚田地域振興活動の目標

- ・ 定量的目標における目標値および現状値が低いものがあるのではないか。
- 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項
- ・ 各年度ごとの取組内容について、具体的な記載がない取組があるのではないか。

○亀高地区指定棚田地域振興活動計画

2 指定棚田地域振興活動の目標

- ・ 定量的目標における目標値および現状値が低いものがあるのではないか。
- 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項
- ・ 各年度ごとの取組内容について、具体的な記載がない取組があるのではないか。

○阿井地区指定棚田地域振興活動計画

2 指定棚田地域振興活動の目標

- ・ 定量的目標における目標値および現状値が低いものがあるのではないか。
- 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項
- ・ 各年度ごとの取組内容について、具体的な記載がない取組があるのではないか。

○三沢地区指定棚田地域振興活動計画

2 指定棚田地域振興活動の目標

- ・ 定量的目標における目標値および現状値が低いものがあるのではないか。
- 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項
- ・ 各年度ごとの取組内容について、具体的な記載がない取組があるのではないか。

○鳥上地区指定棚田地域振興活動計画

2 指定棚田地域振興活動の目標

- ・ 定量的目標における目標値および現状値が低いものがあるのではないか。
- 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項
- ・ 各年度ごとの取組内容について、具体的な記載がない取組があるのではないか。

○横田地区指定棚田地域振興活動計画

2 指定棚田地域振興活動の目標

- ・ 定量的目標における目標値および現状値が低いものがあるのではないか。
- 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項
- ・ 各年度ごとの取組内容について、具体的な記載がない取組があるのではないか。

○八川地区指定棚田地域振興活動計画

2 指定棚田地域振興活動の目標

- ・ 定量的目標における目標値および現状値が低いものがあるのではないか。
- 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項
- ・ 各年度ごとの取組内容について、具体的な記載がない取組があるのではないか。

○馬木地区指定棚田地域振興活動計画

2 指定棚田地域振興活動の目標

- ・ 定量的目標における目標値および現状値が低いものがあるのではないか。
- 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項
- ・ 各年度ごとの取組内容について、具体的な記載がない取組があるのではないか。

(別添5)

申請に係る指定棚田地域振興協議会の規約又は組織及び運営に関する規程【告示第2条第1項】
奥出雲町指定棚田地域振興協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は「奥出雲町指定棚田地域振興協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会の目的は、棚田の保全と棚田地域を振興する指定棚田地域振興活動計画を作成し、棚田を核とした地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 指定棚田地域振興活動計画の作成及び実施に関すること。
- (2) 指定棚田地域振興活動の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他、指定棚田地域振興活動に関すること。

(組織)

第4条 協議会の構成員は、別表に掲げる者とする。

- 2 委員は、奥出雲町の町長、農業委員長、地域の関係団体及び農林業及び地域振興関係の代表者、島根県担当部局職員で構成する。
- 3 コンシェルジュ及びアドバイザーは、学識経験等の専門知識を有する者を選任し、前条の事業を推進するため、協議会に支援を行うものとする。

(役員)

第5条 協議会の役員は別表に掲げる者とし、会長1名、副会長1名、監事2名を置く。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。
- 5 役員任期は原則2年とし、再任を妨げない。
- 6 協議会の事業を円滑に推進するため、会長の所属する団体に事務局を置く。

(協議会)

第6条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 指定棚田地域振興活動計画の作成に関する事項
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (3) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (4) その他協議会の運営に必要な事項
- 2 協議会の会議(以下、「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数で決する。可否同数のときは、会長が決する。
- 4 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、所属の代理人により議決権を行使できる。
- 5 書面総会の場合、決議は議決権行使書の提出に基づくものとし、その過半数で決する。
- 6 会長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に参加させることができる。

(経費)

第7条 協議会の経費は、補助金、その他の収入をもってこれに充てる。また、報酬及び費用弁償については、別に定める。

(会計及び事業年度)

第8条 協議会の会計及び事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第9条 協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国、都道府県、市町村の交付金又は補助金については、関係する法令、規則等に従い、適切に処理するものとする。

- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は令和2年5月1日から施行する。

三成地区

三成地区指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：奥出雲町指定棚田地域振興協議会（三成地区指定棚田活動組織）

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

旧三成町地域（三成地区）

上高尾棚田、尾白棚田、下高尾棚田、暮地棚田、湯の原棚田、矢谷棚田、下三所棚田、石原里田棚田、角木乙多田棚田

範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

①耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

・令和6年度まで、中山間地域等直接支払制度での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、施設の長寿命化、機能向上を活用し耕作放棄を防ぎ、三成地区指定棚田における棚田農用地面積89haを維持、管理する。

・令和6年度まで、荒廃農地（遊休農地）の発生防止と再耕作に取り組み、協定農用地の増加を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

・令和6年度まで、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上、施設の長寿命化を活用し三成地区指定棚田における里山環境の保全、棚田景観を保全する。

③耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施

・令和6年度まで、農作業安全対策として耕作道やほ場進入路の補修・管理を行う。

（定量的目標）

（地元集落内で）耕畜連携を活用し、和牛放牧に荒廃農地に取り組み、荒廃農地面積5aを減らし協定農用地として5aを増やす。

（地元集落内で）法面の草刈を年2回、水路の清掃を年1回行う。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

・令和6年度までに、指定棚田で自動草刈り機もしくは防除用ドローンを導入し効率化・省力化を図る。

・令和6年度まで、指定棚田における鳥獣被害の減少に向け、侵入防止柵や檻の設置、鳥獣の捕獲活動を実施する。

②農産物の供給の促進

・令和6年度までに、棚田米または棚田での農産物を原料とした農産加工品の商品企画案をつくる。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

・里山に生息する特有で貴重な生物の維持

・環境保全型農業（有機農業やカバークロップ）の促進

④良好な景観の形成（里山の原風景の保全）

・中山間地域等直接支払交付金での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上を通して棚田景観、里山の原風景を守る。

⑤伝統文化の継承

・指定棚田における花田植え、鎮守のお祭りや新嘗祭、とんど祭りなど一昔前には賑わったお祭りのうち、現存する祭りや伝統行事、現存する農文化を維持・継承する。

（定量的目標）

（地元集落内で）在来小そばの栽培拡大に取り組み生産量を、1,000kgから1割アップし1,100kgに増加する。
--

（地元集落内で）鳥獣被害の防止のために広域で設置しているワイヤーメッシュや電気柵を、延長21kmから1割アップし延長23.1kmに伸ばす。

（地元集落内で）昔から伝わる伝統行事（三成愛宕祭）を維持・拡充し、入込客数を20,000人から1割アップし22,000人に増やす。

(地元集落内で) 昔からの神社仏閣(三成八幡宮)の周辺整備のため近隣山林の間伐・草刈を1a行う。

(3) 担い手の確保・育成

① 認定農業者の育成

・令和6年度までに、指定棚田で耕作・保全に取り組む認定農業者を1経営体以上増やし、人・農地プランにおける三成地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を行い、当該地区の農地の担い手として育成を図る。

② 協定集落・集落営農組合・農業法人の育成と有機的な広域連携

・令和6年度までに、指定棚田で農耕・保全に取り組む農事組合法人を1団体増やし、人・農地プランにおける三成地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を図り、農業の担い手として育成する。

・協定集落と営農組織が有機的に結びつき広域連携や規模拡大を図り、新しい就農者を確保し地域の中心的リーダーを育成する。

③ (認定)新規就農者の確保・育成

・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、Uターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 担い手1名(記名)を確保し育成を図る。

(地元集落内で) 農業法人が農地集積を図り、10haを1割アップし11haに増加する。

(4) 棚田を核とした観光資源・地域振興

① 都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

・令和6年度までに、農村交流体験ができる農泊取組1件を確保し関係人口を創る。

② 棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

・棚田カフェ、農泊、棚田ガイドの営みを創出し農業女子などの活躍を図る。

・移住・就農希望者に向けたカスケード(受け入れサポート体制)の仕組みづくりを進める。

③ 棚田米等を活用した6次産業化の推進

・棚田米や農産物を原料とする加工品の開発、販売促進、ブランド化を進める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 棚田オーナー制行事(石原里田イベント)を拡充し、20人の参加者(入込客数)を1割アップし22人に増加する。

(地元集落内で) 棚田を舞台とした芸術文化活動(ふるさとの風景)の写真展示を期間(10月から11月)で行う。

(地元集落内で) 関係人口につながる棚田を舞台とした標識看板、案内看板、説明看板を併せて3基以上設置する。

(地元集落内で) 農泊の体制づくりに向け、農泊客の入込客数を30人から1割増やし33人とする。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施する。

(1) 棚田等の耕作・保全

① 耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での機械共同購入・共同防除や畦畔の草刈り・水管理、また協定を結んだ地区に交付される多面的機能支払交付金での共同水路・農道の管理や機能向上を図り、耕作を続けながら保全を図る。

② 傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

耕作を続け保全された棚田は、畦畔に囲まれているため集中豪雨には一時的に貯水するダム機能、また地下水として涵養する機能、そして傾斜地の崩壊を妨げる機能を持ち合わせているため、農地の保全・管理を通して、多面

的機能の維持を図る。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での共同取組活動としてイノシシの侵入防止柵や檻の設置を促し被害を抑える一方で、これから自動草刈り機や防除用ドローンを共同で取り組みスマート農業・省力化を進め効率性を高める。

②農産物の供給の促進

棚田地域は耕作条件不利地が多く、その不利地を活用し収益性の高い野菜や園芸作物、またはしいたけ等の林産物の生産、そして和牛生産（畜産経営）など複合的に営農している農家も少なくない。

棚田地域はミネラルが豊富な水、また標高が高く昼夜の寒暖の差が大きく、良質米が生産され、地域ブランド米の中でも付加価値を高めるなど、販売促進に取り組んでいる。

今後、棚田での農産物を原料とした農産加工品のアイデアを出し合い、安定経営への工夫を重ねていく。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

棚田地域において、豊かな自然環境の中でカジカガエルやモリアオガエルやタガメ等の水生生物、オオムラサキやミヤマアカネ等の昆虫、また天然記念物であるオオサンショウウオが生息しており、いわゆる里山に特有で貴重な生態系が維持されている。

棚田での耕作など人為活動により形成された二次的自然環境の保全を通じ、生物多様性の保全を図るとともに、日本農業遺産から世界農業遺産（G I A H S）認定に向けて、棚田地域の振興と併せイニシアティブを持ち進めていく。

また、農薬や化学肥料による土壌の荒廃を抑え自然の生態系を生かし安全な食糧生産を目指す環境保全型農業のほか、主作物の休閑期に休耕地や畦畔などを利用して、土壌荒廃を抑え有機物を供給するカバークロープ、有機肥料を投入し土壌中の生態系を活用し地力を培い自然循環機能を利用し安全な作物を目指す減農薬栽培、さらには有機農業を進める。

④良好な景観の形成（里山の原風景の保存）

奥出雲町で行われた農業とその営みがつくり出した農村風景は、この地で繁栄を極めた「たたら製鉄」の歴史の上にある。良質な砂鉄を含んだ大地と中国山地の豊かな森林、水資源に恵まれたこの地域は、この自然特性を生かしながら我が国の製鉄における一大生産地帯となり、社会経済を支えてきた。

たたら製鉄に使用される砂鉄は、山肌を切り崩し、砂を流し、水流による比重選鉱「鉄穴（かんな）流し」と呼ばれる技法によって採取された。膨大な土砂を流し広大な面積の鉱山跡地（鉄穴流し跡）が形成され、この跡地は鉄穴流しで利用されていた水利を活かし、次から次へと棚田として再生され、その農地面積は奥出雲町地内の農業基盤（田畑）の3分の1にも及ぶとされている。

鉄づくりとともに培われた景観は、地域で暮らす人々の日々の農業生産活動や生活の営みを通じて形づくられ、地域の自然、歴史、文化と密接に関わっている。初めて訪れた方でも自然に溶け込み、安らぎを得る原風景として映り、先人の築いた歴史や文化、そして日本の原風景を醸し出している。

これからも、棚田の保全、棚田地域の振興を図り、文化的価値を有する良好な景観を守り、次世代へ継承していくため、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能直払での水路・農道の管理・機能向上を活用し里山の原風景を守り続けていく。

そして、「棚田地域振興法」の制定、「棚田地域振興活動加算」の新設において、守り続けるこの原風景（棚田）自体が、地域づくり活動を誘発していることを集落の方々自身が気づき・再発見する契機、飛躍のチャンスと成り得る。

⑤伝統文化の継承

花田植え、鎮守のお祭り新嘗祭、とんど祭りなど一昔前までは賑わった祭りのうち、現存する祭りの存続と継承。

(3) 担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

人・農地プランにおける三成地区の中心経営体として実質化し、人・農地プラン算定のカバー率アップを図る。

②集落営農組合・農事組合法人の育成

米価が低迷する中、農地を守りながらコスト削減や効率化を図り、安定した所得を確保し、担い手不足を克服する手立てを講じ、産地として生き残るための戦略が求められている。

三成地区では中山間地域等直接支払制度での協定集落数 **9 集落**、営農組合数 **4 組合**、農事組合法人は **1 法人** であり、これら組織による農作業の共同化・効率化が求められている。高齢化により農地の維持が困難である規模の小さい個々の集落営農組織等では、生産コスト低減や有利販売等の収益性の向上にも限界がある。このため、地区内の中山間地域等直払協定集落や集落営農組織等を構成員とする広域連携組織を設立し、機械の共同利用によるコスト低減、農作業オペレーターの派遣による人材の確保、農作業カバー体制の確立・法人化を目指す。

その一方で、新しい就農者の受け皿となり、地域の中心的リーダーを育てることができる「人づくり・組織づくり・地域づくり」を展開していく。

②(認定)新規就農者の育成

・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、Uターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

(4) 棚田を核とした地域振興・観光資源

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

奥出雲町に育つすべての子供たちに、各小学校単位では、総合的学習である「たたら体験学習」や「仁多米の田植えや稲刈り体験」、そして中学校単位でも総合的学習である「山林での間伐体験」を通じて、奥出雲の文化、稲作、畜産、林業を繋げる農林業システム（資源循環型農業）を伝え、ふるさとに根ざす人材の育成に取り組んでいる。

また、「奥出雲そば街道」を打ち立て、食の魅力を発信し、在来ソバができる秋の「新そば祭り」はそば屋 8 軒と地元そば打ちグループ 4 件が協賛し、2 週間で入り込み客数 1 万 9 千人を迎え入れている。「そば打ち体験」に繋げるそば屋・そばグループもあり、リピーターも多く訪れ、交流の楽しさを感じる方々も少なくはない。

美味しい仁多米、そば、里山の原風景を合言葉に、都市と農村が交流する場所と機会をつくり、お互いが関わりを深めながら奥出雲の食文化、育んできた風習、そして地元の人々に馴染み、親しむ仕組みを創り出していく。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

三成地区の石原里田集落では、一早く農事組合法人を設立し、協定事務や共同作業などの効率化を図り、機械の共同利用や農作業受委託を図る傍ら、米づくり体験や芝桜景観保全活動を行うなど積極的な取り組みを行ってきた。そして近年、農泊 1 件目の登録となった「大上エの里」を運営する集落であり、地域コミュニティ醸成力も高い。また、美女原集落にはそば屋やぜんざいを振る舞う茶店、三成連担地には仁多米を味わえる仁多米食堂があり宿泊施設を兼ね揃えている。また三成連担地は、和太鼓の魅力を世界に伝える「仁多乃炎太鼓」の拠点でもある。演目はたたら操業や奥山そして神話をイメージしたものが多く「たたら響き」「たたら囃子」「深山」「こだま」「炎神楽」など。毎年、300 年の歴史「三成愛宕祭」の仁輪加の最後を飾る。田舎の祭とのコントラストが良く一眼レフを肩に掛け遠方から多くの観光客が訪れる。この祭りは希少な当家制を受け継ぐ祭りとして有名で、その入込客数は 2 日間で 2 万人、打ち上げる花火は 2 千発。

今後、これらの集落でこれらの観光資源を呼び水に、棚田に人を呼び込むカスケードを組み立てていく。

カスケード 1 は、入込客に向けて、国道・県道及び町道からの進入路入口には「標識看板を設置し、途中に分岐点などあって分かりにくいところには案内看板で方向と距離を表示し、棚田を見下ろせるところはこの地（棚田）の言われを書き込んだ説明看板を設置する。

カスケード 2 は、入込客に向けて農家のご自宅の縁側でお茶を振舞ったり、一方でビューポイントである棚田

デッキ、棚田カフェ、農泊の話など将来の構想を入込客と一緒に幾度となく語り合う。この語り合いの場ではトイレや駐車場の整備なども題材となるが、中山間地域等直接支払制度では修繕費やその材料代、労務費、イベントの経費など広く体制整備に充てることができる。また、棚田カフェや農泊の推進は田園の将来の仕事を生み出す重要な施策であり、「農業遺産農家民宿等支援事業」の中でも、多様な主体の参画の一端を担う農家民宿などを開業する際に要する経費の一定額を助成している。

カスケード3は、農業や食に興味のある移住者（主に女性の方で、地域おこし協力隊や農業体験滞在者など）を棚田ガイドとして養成し、都市部からの移住志向者で地元と馴染みたい方と長閑で牧歌的な棚田を散策し米作りの魅力を伝える。環境に配慮した有機農業もしくは広域連携組織でのスマート農業のどちらにおいても、地域ぐるみで移住志向の方々に沿った新しいカスケードを組み立てていく。

（５）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）～（４）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記の指定棚田地域振興協議会の三成地区下部組織である三成地区指定棚田活動組織である。また、同協議会への参画はないものの、町内にある２つの中学校（仁多中学校、横田中学校）には総合学習の場を提供する。また町内にある１つの高校（県立横田高校）には農業加工品の開発・販売を試す仮想会社の場に、また町内企業にはCSR活動の場を提供する。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

奥出雲町指定棚田地域振興協議会

棚田等の保全・棚田地域の振興に向けて奥出雲町（農業振興課、農林土木課）を事務局とする協議会。構成メンバーは奥出雲町長、農業委員会長、島根県、JAしまね、農業者団体、各地区指定棚田活動組織（仮称）、フィールドワーク・ワークショップの進行・提案を頂く棚田アドバイザー（有識者）など。別に、棚田コンシェルジュ（農林水産省中国四国農政局地方参事官島根県担当）が施策的な方針を提供する。

三成地区指定棚田活動組織

協議会の下部組織である三成地区の活動組織の構成メンバーは、三成地区農地・水・環境保全管理協定運営委員会の会長、副会長（コーディネーター）、各自治会をはじめ、三成小学校、高尾小学校、三成幼稚園、JAしまね、奥出雲町土地改良区の方々など。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

奥出雲町全域で指定棚田の活動計画を提出する理由

奥出雲町内の全域が中山間地域に位置し、たたら製鉄による棚田の文化的景観を持つ地域資源としての価値が、広く認識され、全域での「国の文化的景観の選定」、「日本農業遺産の認定」を受けている。

各旧地域（各地区）の集落の中で、棚田景観のビューポイントへの展望台の設置や棚田のライトアップ、歴史的建造物をリノベーションした飲食店や民泊の営み、棚田オーナー制度そして各地区小学生に向け米作り体験を催している集落は少ない。

そこで、各地区の活動団体と各集落協定が有機的に結びつき、中山間地域等直接支払交付金等（棚田活動加算など）を原資として、奥出雲町全域に波及・相乗する活動計画とする必要がある。

参考資料

- ① 奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観（国の重要文化的景観）2014年選定【資料1】
- ② 日本農業遺産 2019年認定【資料2】
- ③ 都市景観大賞「優秀賞」 2020年受賞【資料3】

龜嵩地区

亀嵩地区指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：奥出雲町指定棚田地域振興協議会（亀嵩地区指定棚田活動組織）

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

旧亀嵩村地域（亀嵩地区）

上分棚田、西湯野棚田、中湯野棚田、久比須棚田、谷奥棚田、亀嵩町棚田、梅木原・高田棚田、大内原・簾棚田、郡棚田、琴枕棚田

範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

・令和6年度まで、中山間地域等直接支払制度での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、施設の長寿命化、機能向上を活用し耕作放棄を防止、亀嵩地区指定棚田における棚田農用地面積168haを維持、管理する。

・令和6年度まで、荒廃農地（遊休農地）の発生防止と再耕作に取り組み、協定農用地の増加を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

・令和6年度まで、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上、施設の長寿命化を活用し亀嵩地区指定棚田における里山環境の保全、棚田景観を保全する。

③耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施

・令和6年度まで、農作業安全対策として耕作道やほ場進入路の補修・管理を行う。

（定量的目標）

（地元集落内で）石積み補修を期間（9月から12月まで）を設けて行い、その後の見回りを月2回行う。
--

（地元集落内で）農業機械が出入りし壊れやすい耕作道やほ場進入路を5ヶ所を上げ、日程を決めて計画的に補修する。
--

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

・令和6年度までに、指定棚田で自動草刈り機もしくは防除用ドローンを導入し効率化・省力化を図る。

・令和6年度まで、指定棚田における鳥獣被害の減少に向け、侵入防止柵や檻の設置、鳥獣の捕獲活動を実施する。

②農産物の供給の促進

・令和6年度までに、棚田米または棚田での農産物を原料とした農産加工品の商品企画案をつくる。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

・里山に生息する特有で貴重な生物の維持

・環境保全型農業（有機農業やカバークロープ）の促進

④良好な景観の形成（里山の原風景の保全）

・中山間地域等直接支払交付金での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上を通して棚田景観、里山の原風景を守る。

⑤伝統文化の継承

・指定棚田における花田植え、鎮守のお祭りや新嘗祭、とんど祭りなど一昔前には賑わったお祭りのうち、現存する祭りや伝統行事、現存する農文化を維持・継承する。

（定量的目標）

（地元集落内で）ゲンジホテル、ヘイケホテル保護活動として新しく自然観察会を年1回以上開催する。

（地元集落協定で）河川脇に景観に配慮した芝桜を長期計画的に定植・管理し、200㎡を1割アップし220㎡に増やす。
--

(地元集落内で) 昔からの神社仏閣(湯野神社)の周辺整備のため近隣の山の間伐・草刈を3a行う。

(3) 担い手の確保・育成

① 認定農業者の育成

・令和6年度までに、指定棚田で耕作・保全に取り組む認定農業者を1経営体以上増やし、人・農地プランにおける亀嵩地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を行い、当該地区の農地の担い手として育成を図る。

② 協定集落・集落営農組合・農業法人の育成と有機的な広域連携

・令和6年度までに、指定棚田で農耕・保全に取り組む農事組合法人を1団体増やし、人・農地プランにおける亀嵩地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を図り、農業の担い手として育成する。

・協定集落と営農組織が有機的に結びつき広域連携や規模拡大を図り、新しい就農者を確保し地域の中心的リーダーを育成する。

③ (認定)新規就農者の確保・育成

・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、U I ターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

(地元集落内で) 町外からまたは地元集落内から認定新規就農者1名(記名)を受け入れ、育成を図る。

(地元集落内で) 中山間地域等直接支払制度を活用し集落協定が広域化し担い手をつくる。(主導的な役割を担う方の記名必要)

(地元集落内で) 農業法人が農地集積を図り、10haを1割アップし11haに増加する。

(4) 棚田を核とした観光資源・地域振興

① 都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

・令和6年度までに、農村交流体験ができる農泊取組1件を確保し関係人口を創る。

② 棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

・棚田カフェ、農泊、棚田ガイドの営みを創出し農業女子などの活躍を図る。

・移住・就農希望者に向けたカスケード(受け入れサポート体制)の仕組みづくりを進める。

③ 棚田米等を活用した6次産業化の推進

・棚田米や農産物を原料とする加工品の開発、販売促進、ブランド化を進める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 関係人口につながる棚田を舞台とした表示看板、案内看板、説明看板を併せて3基以上設置する。

(地元集落内で) 関係人口につながる棚田を舞台とした展望台を整備する。

(地元集落内で) 農泊の体制づくりに向け、古民家などの施設(住所地番を記入)を整備する。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施する。

(1) 棚田等の耕作・保全

① 耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での機械共同購入・共同防除や畦畔の草刈り・水管理、また協定を結んだ地区に交付される多面的機能支払交付金での共同水路・農道の管理や機能向上を図り、耕作を続けながら保全を図る。

② 傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

耕作を続け保全された棚田は、畦畔に囲まれているため集中豪雨には一時的に貯水するダム機能、また地下水として涵養する機能、そして傾斜地の崩壊を妨げる機能を持ち合わせているため、農地の保全・管理を通して、多面的機能の維持を図る。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での共同取組活動としてイノシシの侵入防止柵や檻の設置を促し被害を抑える一方で、これから自動草刈り機や防除用ドローンを共同で取り組みスマート農業・省力化を進め効率性を高める。

②農産物の供給の促進

棚田地域は耕作条件不利地が多く、その不利地を活用し収益性の高い野菜や園芸作物、またはしいたけ等の林産物の生産、そして和牛生産（畜産経営）など複合的に営農している農家も少なくない。

棚田地域はミネラルが豊富な水、また標高が高く昼夜の寒暖の差が大きく、良質米が生産され、地域ブランド米の中でも付加価値を高めるなど、販売促進に取り組んでいる。

今後、棚田での農産物を原料とした農産加工品のアイデアを出し合い、安定経営への工夫を重ねていく。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

棚田地域において、豊かな自然環境の中でカジカガエルやモリアオガエルやタガメ等の水生生物、オオムラサキやミヤマアカネ等の昆虫、また天然記念物であるオオサンショウウオが生息しており、いわゆる里山に特有で貴重な生態系が維持されている。

棚田での耕作など人為活動により形成された二次的自然環境の保全を通じ、生物多様性の保全を図るとともに、日本農業遺産から世界農業遺産（G I A H S）認定に向けて、棚田地域の振興と併せイニシアティブを持ち進めていく。

また、農薬や化学肥料による土壌の荒廃を抑え自然の生態系を生かし安全な食糧生産を目指す環境保全型農業のほか、主作物の休閑期に休耕地や畦畔などを利用して、土壌荒廃を抑え有機物を供給するカバー作物、有機肥料を投入し土壌中の生態系を活用し地力を培い自然循環機能を利用し安全な作物を目指す減農薬栽培、さらには有機農業を進める。

④良好な景観の形成（里山の原風景の保存）

奥出雲町で行われた農業とその営みがつくり出した農村風景は、この地で繁栄を極めた「たたら製鉄」の歴史の上にある。良質な砂鉄を含んだ大地と中国山地の豊かな森林、水資源に恵まれたこの地域は、この自然特性を生かしながら我が国の製鉄における一大生産地帯となり、社会経済を支えてきた。

たたら製鉄に使用される砂鉄は、山肌を切り崩し、砂を流し、水流による比重選鉱「鉄穴（かんな）流し」と呼ばれる技法によって採取された。膨大な土砂を流し広大な面積の鉱山跡地（鉄穴流し跡）が形成され、この跡地は鉄穴流しで利用されていた水利を活かし、次から次へと棚田として再生され、その農地面積は奥出雲町地内の農業基盤（田畑）の3分の1にも及ぶとされている。

鉄づくりとともに培われた景観は、地域で暮らす人々の日々の農業生産活動や生活の営みを通じて形づくられ、地域の自然、歴史、文化と密接に関わっている。初めて訪れた方でも自然に溶け込み、安らぎを得る原風景として映り、先人の築いた歴史や文化、そして日本の原風景を醸し出している。

これからも、棚田の保全、棚田地域の振興を図り、文化的価値を有する良好な景観を守り、次世代へ継承していくため、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能直払での水路・農道の管理・機能向上を活用し里山の原風景を守り続けていく。

そして、「棚田地域振興法」の制定、「棚田地域振興活動加算」の新設において、守り続けるこの原風景（棚田）自体が、地域づくり活動を誘発していることを集落の方々自身が気付き・再発見する契機、飛躍のチャンスと成り得る。

⑤伝統文化の継承

花田植え、鎮守のお祭り新嘗祭、とんど祭りなど一昔前までは賑わった祭りのうち、現存する祭りの存続と継承。

(3) 担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

人・農地プランにおける亀嵩地区の中心経営体として実質化し、人・農地プラン算定のカバー率アップを図る。

②集落営農組合・農事組合法人の育成

米価が低迷する中、農地を守りながらコスト削減や効率化を図り、安定した所得を確保し、担い手不足を克服する手立てを講じ、産地として生き残るための戦略が求められている。

亀嵩地区では中山間地域等直接支払制度での協定集落数 **11 集落**、営農組合数 **10 組合**、農事組合法人は **3 法人** であり、これら組織による農作業の共同化・効率化が求められている。高齢化により農地の維持が困難である規模の小さい個々の集落営農組織等では、生産コスト低減や有利販売等の収益性の向上にも限界がある。このため、地区内の中山間地域等直協定集落や集落営農組織等を構成員とする広域連携組織を設立し、機械の共同利用によるコスト低減、農作業オペレーターの派遣による人材の確保、農作業カバー体制の確立・法人化を目指す。

その一方で、新しい就農者の受け皿となり、地域の中心的リーダーを育てることができる「人づくり・組織づくり・地域づくり」を展開していく。

②（認定）新規就農者の育成

・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、U I ターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

（4）棚田を核とした地域振興・観光資源

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

奥出雲町に育つすべての子供たちに、各小学校単位では、総合的学習である「たたら体験学習」や「仁多米の田植えや稲刈り体験」、そして中学校単位でも総合的学習である「山林での間伐体験」を通じて、奥出雲の文化、稲作、畜産、林業を繋げる農林業システム（資源循環型農業）を伝え、ふるさとに根ざす人材の育成に取り組んでいる。

また、「奥出雲そば街道」を打ち立て、食の魅力を発信し、在来ソバができる秋の「新そば祭り」はそば屋8軒と地元そば打ちグループ4件が協賛し、2週間で入り込み客数1万9千人を迎え入れている。「そば打ち体験」に繋げるそば屋・そばグループもあり、リピーターも多く訪れ、交流の楽しさを感じる方々も少なくはない。

美味しい仁多米、そば、里山の原風景を合言葉に、都市と農村が交流する場所と機会をつくり、お互いが関わりを深めながら奥出雲の食文化、育んできた風習、そして地元の人々に馴染み、親しむ仕組みを創り出していく。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

亀嵩地区の中湯野集落には、奥出雲町観光の要である温浴宿泊施設「亀嵩温泉玉峰山荘」があり、ロビーからは里山の風景が堪能でき、酒蔵交流館での試飲や玉峰山への登山そして亀嵩川ホテル観賞が楽しめる。また亀嵩農産加工所「食彩の里玉峰」は集落の方々に運営され地元食材を使った煮しめやもちなどを提供している。また久比須集落や高田集落にはそれぞれ農事組合法人があり、協定事務や共同作業などの効率化を図り、機械の共同利用や農作業受委託などの取り組みを充実させてきた。近々、中山間地等直接支払協定集落の連携及び集落営農組織の広域化が期待できる地区である。

今後、これらの集落でこれらの観光資源を呼び水に、棚田に人を呼び込むカスケードを組み立てていく。

カスケード1は、入込客に向けて、国道・県道及び町道からの進入路入口には「標識看板を設置し、途中に分岐点などあって分かりにくいところには案内看板で方向と距離を表示し、棚田を見下ろせるところはこの地（棚田）の言われを書き込んだ説明看板を設置する。

カスケード2は、入込客に向けて農家のご自宅の縁側でお茶を振舞ったり、一方でビューポイントである棚田デッキ、棚田カフェ、農泊の話など将来の構想を入込客と一緒に幾度となく語り合う。この語り合いの場ではトイレや駐車場の整備なども題材となるが、中山間地域等直接支払制度では修繕費やその材料代、労務費、イベント的経費など広く体制整備に充てることことができる。また、棚田カフェや農泊の推進は田園の将来の仕事を生み出す重要な施策であり、「農業遺産農家民宿等支援事業」の中でも、多様な主体の参画の一端を担う農家民宿などを開業す

る際に要する経費の一定額を助成している。

カスケード3は、農業や食に興味のある移住者（主に女性の方で、地域おこし協力隊や農業体験滞在者など）を棚田ガイドとして養成し、都市部からの移住志向者で地元と馴染みたい方と長閑で牧歌的な棚田を散策し米作りの魅力を伝える。環境に配慮した有機農業もしくは広域連携組織でのスマート農業のどちらにおいても、地域ぐるみで移住志向の方々に沿った新しいカスケードを組み立てていく。

（5）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（1）～（4）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記の指定棚田地域振興協議会の**亀嵩**地区下部組織である**亀嵩**地区指定棚田活動組織である。また、同協議会への参画はないものの、町内にある2つの中学校（仁多中学校、横田中学校）には総合学習の場を提供する。また町内にある1つの高校（県立横田高校）には農業加工品の開発・販売を試す仮想会社の場に、また町内企業にはCSR活動の場を提供する。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

奥出雲町指定棚田地域振興協議会

棚田等の保全・棚田地域の振興に向けて奥出雲町（農業振興課、農林土木課）を事務局とする協議会。構成メンバーは奥出雲町長、農業委員長、島根県、J Aしまね、農業者団体、各地区指定棚田活動組織（仮称）、フィールドワーク・ワークショップの進行・提案を頂く棚田アドバイザー（有識者）など。別に、棚田コンシェルジュ（農林水産省中国四国農政局地方参事官島根県担当）が施策的な方針を提供する。

亀嵩地区指定棚田活動組織

協議会の下部組織である**亀嵩**地区の活動組織の構成メンバーは、亀嵩環境保全協定運営委員会の会長、副会長（コーディネーター）、各自治会をはじめ、奥出雲町土地改良区、亀嵩観光文化協会、亀嵩地区福祉振興協議会、亀嵩地区幼少教育振興会、消防亀嵩分団、亀嵩小学校、亀嵩小学校PTA、三郡山を愛する会、自然観察を楽しむ会、湯野神社の杜を守り生かす会、青和会、高田里づくり協議会、亀嵩ほたるの会の方々など。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

奥出雲町全域で指定棚田の活動計画を提出する理由

奥出雲町内の全域が中山間地域に位置し、たたら製鉄による棚田の文化的景観を持つ地域資源としての価値が、広く認識され、全域での「国の文化的景観の選定」、「日本農業遺産の認定」を受けている。

各旧地域（各地区）の集落の中で、棚田景観のビューポイントへの展望台の設置や棚田のライトアップ、歴史的建造物をリノベーションした飲食店や民泊の営み、棚田オーナー制度そして各地区小学生に向け米作り体験を催している集落は少ない。

そこで、各地区の活動団体と各集落協定が有機的に結びつき、中山間地域等直接支払交付金等（棚田活動加算など）を原資として、奥出雲町全域に波及・相乗する活動計画とする必要がある。

参考資料

- ① 奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観（国の重要文化的景観）2014年選定【資料1】
- ② 日本農業遺産 2019年認定【資料2】
- ③ 都市景観大賞「優秀賞」 2020年受賞【資料3】

阿井地区

阿井地区指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：奥出雲町指定棚田地域振興協議会（阿井地区指定棚田活動組織）

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

旧阿井村地域（阿井地区）

真地棚田、米原棚田、上阿井坂根棚田、福原棚田、平棚田、阿井本郷大上棚田、奥湯谷雲崎棚田、上阿井川東棚田、小寄棚田

範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

・令和6年度まで、中山間地域等直接支払制度での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、施設の長寿命化、機能向上を活用し耕作放棄を防止、阿井地区指定棚田における棚田農用地面積189haを維持、管理する。

・令和6年度まで、荒廃農地（遊休農地）の発生防止と再耕作に取り組み、協定農用地の増加を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

・令和6年度まで、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上、施設の長寿命化を活用し阿井地区指定棚田における里山環境の保全、棚田景観を保全する。

③耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施

・令和6年度まで、農作業安全対策として耕作道やほ場進入路の補修・管理を行う。

（定量的目標）

（地元集落内で）荒廃農地に樹木の苗を植えて草刈り等の管理を行い、荒廃農地の面積3aを減らし協定農用地として3a増やす。

（地元集落内で）農業機械が出入りし壊れやすい耕作道やほ場進入路を5ヶ所を上げ、日程を決めて計画的に補修する。
--

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

・令和6年度までに、指定棚田で自動草刈り機もしくは防除用ドローンを導入し効率化・省力化を図る。

・令和6年度まで、指定棚田における鳥獣被害の減少に向け、侵入防止柵や檻の設置、鳥獣の捕獲活動を実施する。

②農産物の供給の促進

・令和6年度までに、棚田米または棚田での農産物を原料とした農産加工品の商品企画案をつくる。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

・里山に生息する特有で貴重な生物の維持

・環境保全型農業（有機農業やカバークロープ）の促進

④良好な景観の形成（里山の原風景の保全）

・中山間地域等直接支払交付金での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上を通して棚田景観、里山の原風景を守る。

⑤伝統文化の継承

・指定棚田における花田植え、鎮守のお祭りや新嘗祭、とんど祭りなど一昔前には賑わったお祭りのうち、現存する祭りや伝統行事、現存する農文化を維持・継承する。

（定量的目標）

（地元集落内で）防除用ドローンを導入し、共同で行う防除を、100haから1割アップし110haに増加する。

(地元集落内で) 鳥獣被害の防止のために広域で設置しているワイヤーメッシュや電気柵を、延長2,000mから1割アップし延長2,200mに延ばす。
(地元集落内で) 自然環境の保全のためにドジョウの棲む田んぼでの生産者を1人(記名)増やす。
(地元集落内で) イザナミ川のゴミ保護活動として行われる清流脇の田んぼで営まれる環境にやさしい米づくりの実践者(記名)を一人増やす。
(地元集落内で) 昔からの神社仏閣(阿位八幡宮)の周辺整備のため近隣の山の間伐・草刈を3a行う。

(3) 担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

・令和6年度までに、指定棚田で耕作・保全に取り組む認定農業者を1経営体以上増やし、人・農地プランにおける阿井地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を行い、当該地区の農地の担い手として育成を図る。

②協定集落・集落営農組合・農業法人の育成と有機的な広域連携

・令和6年度までに、指定棚田で農耕・保全に取り組む農事組合法人を1団体増やし、人・農地プランにおける阿井地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を図り、農業の担い手として育成する。

・協定集落と営農組織が有機的に結びつき広域連携や規模拡大を図り、新しい就農者を確保し地域の中心的リーダーを育成する。

③(認定)新規就農者の確保・育成

・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、U I ターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 担い手1名(記名)を確保し育成を図る。
(地元集落内で) 農業法人が農地集積を図り、50haを1割アップし55haに増加する。

(4) 棚田を核とした観光資源・地域振興

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

・令和6年度までに、農村交流体験ができる農泊取組1件を確保し関係人口を創る。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

・棚田カフェ、農泊、棚田ガイドの営みを創出し農業女子などの活躍を図る。

・移住・就農希望者に向けたカスケード(受け入れサポート体制)の仕組みづくりを進める。

③棚田米等を活用した6次産業化の推進

・棚田米や農産物を原料とする加工品の開発、販売促進、ブランド化を進める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 関係人口の増加につなげるため伝わる伝統行事(押興神事)を充実し入込客数50人を1割増やし55人とする。
(地元集落内で) 小中学校と連携し棚田を舞台とした活動(稲刈はで干し体験)を新しく行い20人の児童入込数を図る。
(地元集落内で) 関係人口につながる棚田を舞台とした表示看板、案内看板、説明看板を併せて3基以上設置する。
(地元集落内で) 関係人口につながる棚田を舞台とした展望台を整備する。
(地元集落内で) 農泊の体制づくりに向け、古民家などの施設(住所地番を記入)を整備する。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施する。

(1) 棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での機械共同購入・共同防除や畦畔の草刈り・水管理、また協定を結んだ地区に交付される多面的機能支払交付金での共同水路・農道の管理や機能向上を図り、耕

作を続けながら保全を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

耕作を続け保全された棚田は、畦畔に囲まれているため集中豪雨には一時的に貯水するダム機能、また地下水として涵養する機能、そして傾斜地の崩壊を妨げる機能を持ち合わせているため、農地の保全・管理を通して、多面的機能の維持を図る。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での共同取組活動としてイノシシの侵入防止柵や檻の設置を促し被害を抑える一方で、これから自動草刈り機や防除用ドローンを共同で取り組みスマート農業・省力化を進め効率性を高める。

②農産物の供給の促進

棚田地域は耕作条件不利地が多く、その不利地を活用し収益性の高い野菜や園芸作物、またはしいたけ等の林産物の生産、そして和牛生産（畜産経営）など複合的に営農している農家も少なくない。

棚田地域はミネラルが豊富な水、また標高が高く昼夜の寒暖の差が大きく、良質米が生産され、地域ブランド米の中でも付加価値を高めるなど、販売促進に取り組んでいる。

今後、棚田での農産物を原料とした農産加工品のアイデアを出し合い、安定経営への工夫を重ねていく。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

棚田地域において、豊かな自然環境の中でカジカガエルやモリアオガエルやタガメ等の水生生物、オオムラサキやミヤマアカネ等の昆虫、また天然記念物であるオオサンショウウオが生息しており、いわゆる里山に特有で貴重な生態系が維持されている。

棚田での耕作など人為活動により形成された二次的自然環境の保全を通じ、生物多様性の保全を図るとともに、日本農業遺産から世界農業遺産（G I A H S）認定に向けて、棚田地域の振興と併せイニシアティブを持ち進めていく。

また、農薬や化学肥料による土壌の荒廃を抑え自然の生態系を生かし安全な食糧生産を目指す環境保全型農業のほか、主作物の休閑期に休耕地や畦畔などを利用して、土壌荒廃を抑え有機物を供給するカバー作物、有機肥料を投入し土壌中の生態系を活用し地力を培い自然循環機能を利用し安全な作物を目指す減農薬栽培、さらには有機農業を進める。

④良好な景観の形成（里山の原風景の保存）

奥出雲町で行われた農業とその営みがつくり出した農村風景は、この地で繁栄を極めた「たたら製鉄」の歴史の上にある。良質な砂鉄を含んだ大地と中国山地の豊かな森林、水資源に恵まれたこの地域は、この自然特性を生かしながら我が国の製鉄における一大生産地帯となり、社会経済を支えてきた。

たたら製鉄に使用される砂鉄は、山肌を切り崩し、砂を流し、水流による比重選鉱「鉄穴（かんな）流し」と呼ばれる技法によって採取された。膨大な土砂を流し広大な面積の鉱山跡地（鉄穴流し跡）が形成され、この跡地は鉄穴流しで利用されていた水利を活かし、次から次へと棚田として再生され、その農地面積は奥出雲町地内の農業基盤（田畑）の3分の1にも及ぶとされている。

鉄づくりとともに培われた景観は、地域で暮らす人々の日々の農業生産活動や生活の営みを通じて形づくられ、地域の自然、歴史、文化と密接に関わっている。初めて訪れた方でも自然に溶け込み、安らぎを得る原風景として映り、先人の築いた歴史や文化、そして日本の原風景を醸し出している。

これからも、棚田の保全、棚田地域の振興を図り、文化的価値を有する良好な景観を守り、次世代へ継承していくため、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能直払での水路・農道の管理・機能向上を活用し里山の原風景を守り続けていく。

そして、「棚田地域振興法」の制定、「棚田地域振興活動加算」の新設において、守り続けるこの原風景（棚田）

自体が、地域づくり活動を誘発していることを集落の方々自身が気づき・再発見する契機、飛躍のチャンスと成り得る。

⑤ 伝統文化の継承

花田植え、鎮守のお祭り新嘗祭、とんど祭りなど一昔前までは賑わった祭りのうち、現存する祭りの存続と継承。

(3) 担い手の確保・育成

① 認定農業者の育成

人・農地プランにおける阿井地区の中心経営体として実質化し、人・農地プラン算定のカバー率アップを図る。

② 集落営農組合・農事組合法人の育成

米価が低迷する中、農地を守りながらコスト削減や効率化を図り、安定した所得を確保し、担い手不足を克服する手立てを講じ、産地として生き残るための戦略が求められている。

阿井地区では中山間地域等直接支払制度での協定集落数 **9 集落**、営農組合数 **3 組合**、農事組合法人は **4 法人** であり、これら組織による農作業の共同化・効率化が求められている。高齢化により農地の維持が困難である規模の小さい個々の集落営農組織等では、生産コスト低減や有利販売等の収益性の向上にも限界がある。このため、地区内の中山間地域等直払協定集落や集落営農組織等を構成員とする広域連携組織を設立し、機械の共同利用によるコスト低減、農作業オペレーターの派遣による人材の確保、農作業カバー体制の確立・法人化を目指す。

その一方で、新しい就農者の受け皿となり、地域の中心的リーダーを育てることができる「人づくり・組織づくり・地域づくり」を展開していく。

② (認定) 新規就農者の育成

・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、Uターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

(4) 棚田を核とした地域振興・観光資源

① 都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

奥出雲町に育つすべての子供たちに、各小学校単位では、総合的学習である「たたら体験学習」や「仁多米の田植えや稲刈り体験」、そして中学校単位でも総合的学習である「山林での間伐体験」を通じて、奥出雲の文化、稲作、畜産、林業を繋げる農林業システム（資源循環型農業）を伝え、ふるさとに根ざす人材の育成に取り組んでいる。

また、「奥出雲そば街道」を打ち立て、食の魅力を発信し、在来ソバができる秋の「新そば祭り」はそば屋 8 軒と地元そば打ちグループ 4 件が協賛し、2 週間で入り込み客数 1 万 9 千人を迎え入れている。「そば打ち体験」に繋げるそば屋・そばグループもあり、リピーターも多く訪れ、交流の楽しさを感じる方々も少なくはない。

美味しい仁多米、そば、里山の原風景を合言葉に、都市と農村が交流する場所と機会をつくり、お互いが関わりを深めながら奥出雲の食文化、育んできた風習、そして地元の人々に馴染み、親しむ仕組みを創り出していく。

② 棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

阿井地区では、他の地区・集落に先駆けて、9 協定集落の上に営農組合が 3 組合と農事組合法人 4 法人が重なる 2 階建の広域的な営農連携組織を設立・運営し、中山間地域等直払 4 期には 4 集落協定を 2 協定に統合し、その連携加算でドローンを導入するなど害虫防除の効率アップに繋げている。広域で効率的なスマート農業を目指すこの組織は、協定事務や共同作業などの効率化、機械の共同利用や肥料・農薬の共同購入そして農作業受委託などの取り組みを充実させてきた。その実績は島根県農林水産部に優良事例評価・紹介され毎年視察が絶えない。5 期には新しく集落協定を統合し拡大を計画中。また地元の若手を担い手に育てようとドローン部隊を要とする法人立ち上げを検討している。

今後、新規就農志向者を地域の担い手に育成する受け皿的な活躍が期待できる組織であり、画期的かつ先駆的で他の 8 地区及び集落の模範となる組織づくりを行っている。

この広域連携組織のある集落では、若衆がかすり姿に着替え石段からころげ落ちるみこしを受けとめ五穀豊饒を

祈願する神事「阿位八幡宮押輿祭」を守り継承している。

またある集落では、煮しめや笹もちなどの昔ながらの食を提供する阿井農産加工所「あいの里」や集落庄屋古民家を劇手に改修した「一味同心塾建屋」があり、地域づくり素材を持ち合わせている。

この広域連携組織には属さない福原集落には、安全安心な減農薬米・無農薬米を栽培する「えっちゃん農園」がある。NHKのある番組でドジョウが棲む田んぼとして紹介された経緯、標高 400mを超えるため寒暖の差が激しく、清らかな湧き水があたる山間の最初の田んぼという地理条件、また有機農法やはで干し（天日乾燥）が体験できることから、全国にファンが広がり、ネット販売では新米がすぐに売り切れるという盛況振り。特に無農薬米は減農薬米に比べて倍以上の値でも完売している。

今後、これらの集落でこれらの観光資源を呼び水に、棚田に人を呼び込むカスケードを組み立てていく。

カスケード1は、入込客に向けて、国道・県道及び町道からの進入路入口には「標識看板を設置し、途中に分岐点などあって分かりにくいところには案内看板で方向と距離を表示し、棚田を見下ろせるところはこの地（棚田）の言われを書き込んだ説明看板を設置する。

カスケード2は、入込客に向けて農家のご自宅の縁側でお茶を振舞ったり、一方でビューポイントである棚田デッキ、棚田カフェ、農泊の話など将来の構想を入込客と一緒に幾度となく語り合う。この語り合いの場ではトイレや駐車場の整備なども題材となるが、中山間地域等直接支払制度では修繕費やその材料代、労務費、イベント的経費など広く体制整備に充てることができる。また、棚田カフェや農泊の推進は田園の将来の仕事を生み出す重要な施策であり、「農業遺産農家民宿等支援事業」の中でも、多様な主体の参画の一端を担う農家民宿などを開業する際に要する経費の一定額を助成している。

カスケード3は、農業や食に興味のある移住者（主に女性の方で、地域おこし協力隊や農業体験滞在者など）を棚田ガイドとして養成し、都市部からの移住志向者で地元と馴染みたい方と長閑で牧歌的な棚田を散策し米作りの魅力を伝える。環境に配慮した有機農業もしくは広域連携組織でのスマート農業のどちらにおいても、地域ぐるみで移住志向の方々に沿った新しいカスケードを組み立てていく。

（5）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（1）～（4）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記の指定棚田地域振興協議会の阿井地区下部組織である阿井地区指定棚田活動組織である。また、同協議会への参画はないものの、町内にある2つの中学校（仁多中学校、横田中学校）には総合学習の場を提供する。また町内にある1つの高校（県立横田高校）には農業加工品の開発・販売を試す仮想会社の場に、また町内企業にはCSR活動の場を提供する。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

奥出雲町指定棚田地域振興協議会

棚田等の保全・棚田地域の振興に向けて奥出雲町（農業振興課、農林土木課）を事務局とする協議会。構成メンバーは奥出雲町長、農業委員長、島根県、J Aしまね、農業者団体、各地区指定棚田活動組織（仮称）、フィールドワーク・ワークショップの進行・提案を頂く棚田アドバイザー（有識者）など。別に、棚田コンシェルジュ（農林水産省中国四国農政局地方参事官島根県担当）が施策的な方針を提供する。

阿井地区指定棚田活動組織

協議会の下部組織である阿井地区の活動組織の構成メンバーは、阿井地区環境保全管理協定運営委員会の会長、副会長、コーディネーター、各集落をはじめ、奥出雲町土地改良区、阿井公民館、阿井地区福祉振興協議会、阿井小学校、阿井幼稚園、（農）こよりの里、（農）ほり、（農）おくゆだに、（農）川東清風水会、阿井地区老人クラブ、内谷寿会、福原寿会、鋳物屋寿敬クラブ、川東水路組合、君谷水路組合、下阿井本郷水路組合、田中堰水路組合、川子原水路組合の方々など。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

奥出雲町全域で指定棚田の活動計画を提出する理由

奥出雲町内の全域が中山間地域に位置し、たたら製鉄による棚田の文化的景観を持つ地域資源としての価値が、広

く認識され、全域での「国の文化的景観の選定」、「日本農業遺産の認定」を受けている。

各旧地域（各地区）の集落の中で、棚田景観のビューポイントへの展望台の設置や棚田のライトアップ、歴史的建造物をリノベーションした飲食店や民泊の営み、棚田オーナー制度そして各地区小学生に向け米作り体験を催している集落は少ない。

そこで、各地区の活動団体と各集落協定が有機的に結びつき、中山間地域等直接支払交付金等（棚田活動加算など）を原資として、奥出雲町全域に波及・相乗する活動計画とする必要がある。

参考資料

- ① 奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観（国の重要文化的景観）2014年選定【資料1】
- ② 日本農業遺産 2019年認定【資料2】
- ③ 都市景観大賞「優秀賞」 2020年受賞【資料3】

三沢地区

三沢地区指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：奥出雲町指定棚田地域振興協議会（三沢地区指定棚田活動組織）

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

旧三沢村地域（三沢地区）

三沢堅田棚田、上鞍掛棚田、下鞍掛棚田、三沢町棚田、原田棚田、四日市棚田、河内棚田、大吉棚田、上鴨倉棚田、下鴨倉棚田

範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

・令和6年度まで、中山間地域等直接支払制度での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、施設の長寿命化、機能向上を活用し耕作放棄を防止、三沢地区指定棚田における棚田農用地面積84haを維持、管理する。

・令和6年度まで、荒廃農地（遊休農地）の発生防止と再耕作に取り組み、協定農用地の増加を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

・令和6年度まで、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上、施設の長寿命化を活用し三沢地区指定棚田における里山環境の保全、棚田景観を保全する。

③耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施

・令和6年度まで、農作業安全対策として耕作道やほ場進入路の補修・管理を行う。

（定量的目標）

（地元集落内で）法面の草刈を年2回、水路の清掃を年1回行う。

（地元集落内で）農業機械が出入りし壊れやすい耕作道やほ場進入路を3ヶ所を上げ、日程を決めて計画的に補修する。
--

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

・令和6年度までに、指定棚田で自動草刈り機もしくは防除用ドローンを導入し効率化・省力化を図る。

・令和6年度まで、指定棚田における鳥獣被害の減少に向け、侵入防止柵や檻の設置、鳥獣の捕獲活動を実施する。

②農産物の供給の促進

・令和6年度までに、棚田米または棚田での農産物を原料とした農産加工品の商品企画案をつくる。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

・里山に生息する特有で貴重な生物の維持

・環境保全型農業（有機農業やカバークロープ）の促進

④良好な景観の形成（里山の原風景の保全）

・中山間地域等直接支払交付金での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上を通して棚田景観、里山の原風景を守る。

⑤伝統文化の継承

・指定棚田における花田植え、鎮守のお祭りや新嘗祭、とんど祭りなど一昔前には賑わったお祭りのうち、現存する祭りや伝統行事、現存する農文化を維持・継承する。

（定量的目標）

（地元集落内で）防除用ドローンを導入し、共同で行う防除を、10haから1割アップし11haに増加する。

（地元集落内で）独自棚田米としての出荷量を、10,000kgから1割アップし11,000kgに増加する。
--

(地元集落内で) ゲンジホタル、ヘイケホタル保護活動として新しく自然観察会を年1回以上開催する。

(地元集落内で) ゲンジホタル、ヘイケホタル保護活動として行われる清流脇の田んぼで営まれる環境にやさしい米づくりの実践者を一人増やす。

(3) 担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

・令和6年度までに、指定棚田で耕作・保全に取り組む認定農業者を1経営体以上増やし、人・農地プランにおける三沢地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を行い、当該地区の農地の担い手として育成を図る。

②協定集落・集落営農組合・農業法人の育成と有機的な広域連携

・令和6年度までに、指定棚田で農耕・保全に取り組む農事組合法人を1団体増やし、人・農地プランにおける三沢地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を図り、農業の担い手として育成する。

・協定集落と営農組織が有機的に結びつき広域連携や規模拡大を図り、新しい就農者を確保し地域の中心的リーダーを育成する。

③(認定)新規就農者の確保・育成

・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、U I ターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 新しい営農組合(記名)を立ち上げる。

(4) 棚田を核とした観光資源・地域振興

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

・令和6年度までに、農村交流体験ができる農泊取組1件を確保し関係人口を創る。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

・棚田カフェ、農泊、棚田ガイドの営みを創出し農業女子などの活躍を図る。

・移住・就農希望者に向けたカスケード(受け入れサポート体制)の仕組みづくりを進める。

③棚田米等を活用した6次産業化の推進

・棚田米や農産物を原料とする加工品の開発、販売促進、ブランド化を進める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 棚田カフェ(みざわの館)の体制づくりに向けカフェが営まれ入込客数30人(年間)を1割増やし33人とする。

(地元集落内で) 農泊(みざわの館)の体制づくりに向け、農泊客の入込客数20人(年間)を1割増やし22人とする。

(地元集落内で) 農泊の体制づくりに向け、郷土料理の掘り起しを行う。(料理名、掘り起し者名記入)

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施する。

(1) 棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での機械共同購入・共同防除や畦畔の草刈り・水管理、また協定を結んだ地区に交付される多面的機能支払交付金での共同水路・農道の管理や機能向上を図り、耕作を続けながら保全を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

耕作を続け保全された棚田は、畦畔に囲まれているため集中豪雨には一時的に貯水するダム機能、また地下水として涵養する機能、そして傾斜地の崩壊を妨げる機能を持ち合わせているため、農地の保全・管理を通して、多面的機能の維持を図る。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での共同取組活動としてイノシシの侵入防止柵や檻の設置を促し被害を抑える一方で、これから自動草刈り機や防除用ドローンを共同で取り組みスマート農業・省力化を進め効率性を高める。

②農産物の供給の促進

棚田地域は耕作条件不利地が多く、その不利地を活用し収益性の高い野菜や園芸作物、またはしいたけ等の林産物の生産、そして和牛生産（畜産経営）など複合的に営農している農家も少なくない。

棚田地域はミネラルが豊富な水、また標高が高く昼夜の寒暖の差が大きく、良質米が生産され、地域ブランド米の中でも付加価値を高めるなど、販売促進に取り組んでいる。

今後、棚田での農産物を原料とした農産加工品のアイデアを出し合い、安定経営への工夫を重ねていく。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

棚田地域において、豊かな自然環境の中でカジカガエルやモリアオガエルやタガメ等の水生生物、オオムラサキやミヤマアカネ等の昆虫、また天然記念物であるオオサンショウウオが生息しており、いわゆる里山に特有で貴重な生態系が維持されている。

棚田での耕作など人為活動により形成された二次的自然環境の保全を通じ、生物多様性の保全を図るとともに、日本農業遺産から世界農業遺産（G I A H S）認定に向けて、棚田地域の振興と併せイニシアティブを持ち進めていく。

また、農薬や化学肥料による土壌の荒廃を抑え自然の生態系を生かし安全な食糧生産を目指す環境保全型農業のほか、主作物の休閑期に休耕地や畦畔などを利用して、土壌荒廃を抑え有機物を供給するカバー作物、有機肥料を投入し土壌中の生態系を活用し地力を培い自然循環機能を利用し安全な作物を目指す減農薬栽培、さらには有機農業を進める。

④良好な景観の形成（里山の原風景の保存）

奥出雲町で行われた農業とその営みがつくり出した農村風景は、この地で繁栄を極めた「たたら製鉄」の歴史の上にある。良質な砂鉄を含んだ大地と中国山地の豊かな森林、水資源に恵まれたこの地域は、この自然特性を生かしながら我が国の製鉄における一大生産地帯となり、社会経済を支えてきた。

たたら製鉄に使用される砂鉄は、山肌を切り崩し、砂を流し、水流による比重選鉱「鉄穴（かんな）流し」と呼ばれる技法によって採取された。膨大な土砂を流し広大な面積の鉱山跡地（鉄穴流し跡）が形成され、この跡地は鉄穴流しで利用されていた水利を活かし、次から次へと棚田として再生され、その農地面積は奥出雲町地内の農業基盤（田畑）の3分の1にも及ぶとされている。

鉄づくりとともに培われた景観は、地域で暮らす人々の日々の農業生産活動や生活の営みを通じて形づくられ、地域の自然、歴史、文化と密接に関わっている。初めて訪れた方でも自然に溶け込み、安らぎを得る原風景として映り、先人の築いた歴史や文化、そして日本の原風景を醸し出している。

これからも、棚田の保全、棚田地域の振興を図り、文化的価値を有する良好な景観を守り、次世代へ継承していくため、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能直払での水路・農道の管理・機能向上を活用し里山の原風景を守り続けていく。

そして、「棚田地域振興法」の制定、「棚田地域振興活動加算」の新設において、守り続けるこの原風景（棚田）自体が、地域づくり活動を誘発していることを集落の方々自身が気付き・再発見する契機、飛躍のチャンスと成り得る。

⑤伝統文化の継承

花田植え、鎮守のお祭り新嘗祭、とんど祭りなど一昔前までは賑わった祭りのうち、現存する祭りの存続と継承。

(3) 担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

人・農地プランにおける三沢地区の中心経営体として実質化し、人・農地プラン算定のカバー率アップを図る。

②集落営農組合・農事組合法人の育成

米価が低迷する中、農地を守りながらコスト削減や効率化を図り、安定した所得を確保し、担い手不足を克服する手立てを講じ、産地として生き残るための戦略が求められている。

三沢地区では中山間地域等直接支払制度での協定集落数 **10 集落**、営農組合数 **2 組合**、農事組合法人は **1 法人** であり、これら組織による農作業の共同化・効率化が求められている。高齢化により農地の維持が困難である規模の小さい個々の集落営農組織等では、生産コスト低減や有利販売等の収益性の向上にも限界がある。このため、地区内の中山間地域等直払協定集落や集落営農組織等を構成員とする広域連携組織を設立し、機械の共同利用によるコスト低減、農作業オペレーターの派遣による人材の確保、農作業カバー体制の確立・法人化を目指す。

その一方で、新しい就農者の受け皿となり、地域の中心的リーダーを育てることができる「人づくり・組織づくり・地域づくり」を展開していく。

②（認定）新規就農者の育成

・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、Uターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

（4）棚田を核とした地域振興・観光資源

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

奥出雲町に育つすべての子供たちに、各小学校単位では、総合的学習である「たたら体験学習」や「仁多米の田植えや稲刈り体験」、そして中学校単位でも総合的学習である「山林での間伐体験」を通じて、奥出雲の文化、稲作、畜産、林業を繋げる農林業システム（資源循環型農業）を伝え、ふるさとに根ざす人材の育成に取り組んでいる。

また、「奥出雲そば街道」を打ち立て、食の魅力を発信し、在来ソバができる秋の「新そば祭り」はそば屋8軒と地元そば打ちグループ4件が協賛し、2週間で入り込み客数1万9千人を迎え入れている。「そば打ち体験」に繋げるそば屋・そばグループもあり、リピーターも多く訪れ、交流の楽しさを感じる方々も少なくはない。

美味しい仁多米、そば、里山の原風景を合言葉に、都市と農村が交流する場所と機会をつくり、お互いが関わりを深めながら奥出雲の食文化、育んできた風習、そして地元の人々に馴染み、親しむ仕組みを創り出していく。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

三沢地区の四日市集落にある要害山交流拠点施設「みざわの館」は、三沢城跡登山口の空き家を改装した宿泊施設で、この地区の市民活動団体「とんぼの会」が運営し、地元の食材を使った煮しめなどの田舎料理や里山の風景を楽しめる。また城跡散策では毛利と尼子の狭間で生きた三沢氏の栄枯盛衰を垣間見ることができる。また毎年5月の山開き神事に併せて催す「山城祭」では、三沢地区の子供たちが甲冑を着て、太鼓や法螺貝の音を合図に、武者行列や出陣の際の三献の儀を披露する。この催事は「要害山三沢城跡保存会」が企画・運営している。また、三沢町集落にある三沢農産加工所「味工房みざわ」では味噌や野菜の漬物づくりを得意としている。

今後、これらの集落でこれらの観光資源を呼び水に、棚田に人を呼び込むカスケードを組み立てていく。

カスケード1は、入込客に向けて、国道・県道及び町道からの進入路入口には「標識看板を設置し、途中に分岐点などあって分かりにくいところには案内看板で方向と距離を表示し、棚田を見下ろせるところはこの地（棚田）の言われを書き込んだ説明看板を設置する。

カスケード2は、入込客に向けて農家のご自宅の縁側でお茶を振舞ったり、一方でビューポイントである棚田デッキ、棚田カフェ、農泊の話など将来の構想を入込客と一緒に幾度となく語り合う。この語り合いの場ではトイレや駐車場の整備なども題材となるが、中山間地域等直接支払制度では修繕費やその材料代、労務費、イベント的経費など広く体制整備に充てることができる。また、棚田カフェや農泊の推進は田園の将来の仕事を生み出す重要な施策であり、「農業遺産農家民宿等支援事業」の中でも、多様な主体の参画の一端を担う農家民宿などを開業す

る際に要する経費の一定額を助成している。

カスケード3は、農業や食に興味のある移住者（主に女性の方で、地域おこし協力隊や農業体験滞在者など）を棚田ガイドとして養成し、都市部からの移住志向者で地元と馴染みたい方と長閑で牧歌的な棚田を散策し米作りの魅力を伝える。環境に配慮した有機農業もしくは広域連携組織でのスマート農業のどちらにおいても、地域ぐるみで移住志向の方々に沿った新しいカスケードを組み立てていく。

(5) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（1）～（4）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記の指定棚田地域振興協議会の三沢地区下部組織である三沢地区指定棚田活動組織である。また、同協議会への参画はないものの、町内にある2つの中学校（仁多中学校、横田中学校）には総合学習の場を提供する。また町内にある1つの高校（県立横田高校）には農業加工品の開発・販売を試す仮想会社の場に、また町内企業にはCSR活動の場を提供する。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

奥出雲町指定棚田地域振興協議会

棚田等の保全・棚田地域の振興に向けて奥出雲町（農業振興課、農林土木課）を事務局とする協議会。構成メンバーは奥出雲町長、農業委員長、島根県、JAしまね、農業者団体、各地区指定棚田活動組織（仮称）、フィールドワーク・ワークショップの進行・提案を頂く棚田アドバイザー（有識者）など。別に、棚田コンシェルジュ（農林水産省中国四国農政局地方参事官島根県担当）が施策的な方針を提供する。

三沢地区指定棚田活動組織

協議会の下部組織である三沢地区の活動組織の構成メンバーは、三沢地区農地・水・環境保全管理協定運営委員会の会長、副会長（コーディネーター）、各自治会会長をはじめ、奥出雲町土地改良区、三沢地区福祉振興協議会、三沢地域づくり委員会、三沢城跡保存会、三沢運動広場管理委員会、三沢老人クラブ、三沢小学校、三沢小学校PTAの方々など。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

奥出雲町全域で指定棚田の活動計画を提出する理由

奥出雲町内の全域が中山間地域に位置し、たたら製鉄による棚田の文化的景観を持つ地域資源としての価値が、広く認識され、全域での「国の文化的景観の選定」、「日本農業遺産の認定」を受けている。

各旧地域（各地区）の集落の中で、棚田景観のビューポイントへの展望台の設置や棚田のライトアップ、歴史的建造物をリノベーションした飲食店や民泊の営み、棚田オーナー制度そして各地区小学生に向け米作り体験を催している集落は少ない。

そこで、各地区の活動団体と各集落協定が有機的に結びつき、中山間地域等直接支払交付金等（棚田活動加算など）を原資として、奥出雲町全域に波及・相乗する活動計画とする必要がある。

参考資料

- ① 奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観（国の重要文化的景観）2014年選定【資料1】
- ② 日本農業遺産 2019年認定【資料2】
- ③ 都市景観大賞「優秀賞」 2020年受賞【資料3】

鳥上地区

鳥上地区指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：奥出雲町指定棚田地域振興協議会（鳥上地区指定棚田活動組織）

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

旧鳥上村地域（鳥上地区）

代山棚田、山県棚田、福頼棚田、山郡棚田、竹崎本郷（追谷）棚田

範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

・令和6年度まで、中山間地域等直接支払制度での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、施設の長寿命化、機能向上を活用し耕作放棄を防ぎ、鳥上地区指定棚田における棚田農用地面積110haを維持、管理する。

・令和6年度まで、荒廃農地（遊休農地）の発生防止と再耕作に取り組み、協定農用地の増加を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

・令和6年度まで、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上、施設の長寿命化を活用し鳥上地区指定棚田における里山環境の保全、棚田景観を保全する。

（定量的目標）

（地元集落内で）耕畜連携を活用し、和牛放牧に荒廃農地に取り組み、荒廃農地面積5aを減らし協定農用地として5aを増やす。

（地元集落内で）法面の草刈を年2回、水路の清掃を年1回行う。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

・令和6年度までに、指定棚田で自動草刈り機もしくは防除用ドローンを1台導入し効率化・省力化を図る。

・令和6年度まで、指定棚田における鳥獣被害の減少に向け、侵入防止柵や檻の設置、鳥獣の捕獲活動を実施する。

②農産物の供給の促進

・令和6年度までに、棚田米または棚田での農産物を原料とした農産加工品の商品企画案をつくる。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

・里山に生息する特有で貴重な生物の維持

・環境保全型農業（有機農業やカバークロープ）の促進

④良好な景観の形成（里山の原風景の保全）

・中山間地域等直接支払交付金での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上を通して棚田景観、里山の原風景を守る。

⑤伝統文化の継承

・指定棚田における花田植え、鎮守のお祭りや新嘗祭、とんど祭りなど一昔前には賑わったお祭りのうち、現存する祭りや伝統行事、現存する農文化を維持・継承する。

（定量的目標）

（地元集落内で）独自棚田米としての出荷量を、25,000kgから1割アップし27,500kgに増加する。
--

（地元集落内で）鳥獣被害の防止のために広域で設置しているワイヤーメッシュや電気柵を、延長20kmから1割アップし延長22kmに伸ばす。

（3）担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

・令和6年度までに、指定棚田で耕作・保全に取り組む認定農業者を1経営体以上増やし、人・農地プランにおけ

る鳥上地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を行い、当該地区の農地の担い手として育成を図る。

②協定集落・集落営農組合・農業法人の育成と有機的な広域連携

・令和6年度までに、指定棚田で農耕・保全に取り組む農事組合法人を1団体増やし、人・農地プランにおける鳥上地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を図り、農業の担い手として育成する。

・協定集落と営農組織が有機的に結びつき広域連携や規模拡大を図り、新しい就農者を確保し地域の中心的リーダーを育成する。

③(認定)新規就農者の確保・育成

・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、U I ターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 農業法人が農地集積を図り、50haを1割アップ55haに増加する。
--

(4) 棚田を核とした観光資源・地域振興

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

・令和6年度までに、農村交流体験ができる農泊取組1件を確保し関係人口を創る。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

・棚田カフェ、農泊、棚田ガイドの営みを創出し農業女子などの活躍を図る。

・移住・就農希望者に向けたカスケード(受け入れサポート体制)の仕組みづくりを進める。

③棚田米等を活用した6次産業化の推進

・棚田米や農産物を原料とする加工品の開発、販売促進、ブランド化を進める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 都市農村交流として棚田オーナー制を使った行事(イベント名)を行い入込客数15人を2倍増やし30人にする。

(地元集落内で) 関係人口の増加につなげるためペット蝸を使った追谷棚田のライトアップイベントを開催し入込客数300人を1割増やし330人にする。併せて年間を通じて入込客数を増やすため新しくHPを開設する。
--

(地元集落内で) 棚田を舞台とした芸術文化活動(イベント名)の写真展示を秋の文化祭を中心に新しく期間(9月から12月)で行う。

(地元集落内で) 関係人口につながる棚田を舞台とした表示看板、案内看板、説明看板を併せて3基以上設置する。

(地元集落内で) 棚田カフェ(鉦の舎)の体制づくりに向け、カフェが営まれ入込客数を100人(年間)から1割増やし110人とする。併せて年間を通じて入込客数を増やすため新しくHPを開設する。
--

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施する。

(1) 棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での機械共同購入・共同防除や畦畔の草刈り・水管理、また協定を結んだ地区に交付される多面的機能支払交付金での共同水路・農道の管理や機能向上を図り、耕作を続けながら保全を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

耕作を続け保全された棚田は、畦畔に囲まれているため集中豪雨には一時的に貯水するダム機能、また地下水として涵養する機能、そして傾斜地の崩壊を妨げる機能を持ち合わせているため、農地の保全・管理を通して、多面的機能の維持を図る。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での共同取組活動としてイノシシの侵入防止柵や檻の設置を促し被害を抑える一方で、これから自動草刈り機や防除用ドローンを共同で取り組みスマート農業・省力化を進め効率性を高める。

②農産物の供給の促進

棚田地域は耕作条件不利地が多く、その不利地を活用し収益性の高い野菜や園芸作物、またはしいたけ等の林産物の生産、そして和牛生産（畜産経営）など複合的に営農している農家も少なくない。

棚田地域はミネラルが豊富な水、また標高が高く昼夜の寒暖の差が大きく、良質米が生産され、地域ブランド米の中でも付加価値を高めるなど、販売促進に取り組んでいる。

今後、棚田での農産物を原料とした農産加工品のアイデアを出し合い、安定経営への工夫を重ねていく。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

棚田地域において、豊かな自然環境の中でカジカガエルやモリアオガエルやタガメ等の水生生物、オオムラサキやミヤマアカネ等の昆虫、また天然記念物であるオオサンショウウオが生息しており、いわゆる里山に特有で貴重な生態系が維持されている。

棚田での耕作など人為活動により形成された二次的自然環境の保全を通じ、生物多様性の保全を図るとともに、日本農業遺産から世界農業遺産（G I A H S）認定に向けて、棚田地域の振興と併せイニシアティブを持ち進めていく。

また、農薬や化学肥料による土壌の荒廃を抑え自然の生態系を生かし安全な食糧生産を目指す環境保全型農業のほか、主作物の休閑期に休耕地や畦畔などを利用して、土壌荒廃を抑え有機物を供給するカバー作物、有機肥料を投入し土壌中の生態系を活用し地力を培い自然循環機能を利用し安全な作物を目指す減農薬栽培、さらには有機農業を進める。

④良好な景観の形成（里山の原風景の保存）

奥出雲町で行われた農業とその営みがつくり出した農村風景は、この地で繁栄を極めた「たたら製鉄」の歴史の上にある。良質な砂鉄を含んだ大地と中国山地の豊かな森林、水資源に恵まれたこの地域は、この自然特性を生かしながら我が国の製鉄における一大生産地帯となり、社会経済を支えてきた。

たたら製鉄に使用される砂鉄は、山肌を切り崩し、砂を流し、水流による比重選鉱「鉄穴（かんな）流し」と呼ばれる技法によって採取された。膨大な土砂を流し広大な面積の鉱山跡地（鉄穴流し跡）が形成され、この跡地は鉄穴流しで利用されていた水利を活かし、次から次へと棚田として再生され、その農地面積は奥出雲町地内の農業基盤（田畑）の3分の1にも及ぶとされている。

鉄づくりとともに培われた景観は、地域で暮らす人々の日々の農業生産活動や生活の営みを通じて形づくられ、地域の自然、歴史、文化と密接に関わっている。初めて訪れた方でも自然に溶け込み、安らぎを得る原風景として映り、先人の築いた歴史や文化、そして日本の原風景を醸し出している。

これからも、棚田の保全、棚田地域の振興を図り、文化的価値を有する良好な景観を守り、次世代へ継承していくため、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能支払での水路・農道の管理・機能向上を活用し里山の原風景を守り続けていく。

そして、「棚田地域振興法」の制定、「棚田地域振興活動加算」の新設において、守り続けるこの原風景（棚田）自体が、地域づくり活動を誘発していることを集落の方々自身が気付き・再発見する契機、飛躍のチャンスと成り得る。

⑤伝統文化の継承

花田植え、鎮守のお祭り新嘗祭、とんど祭りなど一昔前までは賑わった祭りのうち、現存する祭りの存続と継承。

(3) 担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

人・農地プランにおける鳥上地区の中心経営体として実質化し、人・農地プラン算定のカバー率アップを図る。

②集落営農組合・農事組合法人の育成

米価が低迷する中、農地を守りながらコスト削減や効率化を図り、安定した所得を確保し、担い手不足を克服する手立てを講じ、産地として生き残るための戦略が求められている。

鳥上地区では中山間地域等直接支払制度での協定集落数 **5 集落**、営農組合数 **3 組合**、農事組合法人は **2 法人** であり、これら組織による農作業の共同化・効率化が求められている。高齢化により農地の維持が困難である規模の小さい個々の集落営農組織等では、生産コスト低減や有利販売等の収益性の向上にも限界がある。このため、地区内の中山間地域等直払協定集落や集落営農組織等を構成員とする広域連携組織を設立し、機械の共同利用によるコスト低減、農作業オペレーターの派遣による人材の確保、農作業カバー体制の確立・法人化を目指す。

その一方で、新しい就農者の受け皿となり、地域の中心的リーダーを育てることができる「人づくり・組織づくり・地域づくり」を展開していく。

②（認定）新規就農者の育成

・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、Uターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

（4）棚田を核とした地域振興・観光資源

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

奥出雲町に育つすべての子供たちに、各小学校単位では、総合的学習である「たたら体験学習」や「仁多米の田植えや稲刈り体験」、そして中学校単位でも総合的学習である「山林での間伐体験」を通じて、奥出雲の文化、稲作、畜産、林業を繋げる農林業システム（資源循環型農業）を伝え、ふるさとに根ざす人材の育成に取り組んでいる。

また、「奥出雲そば街道」を打ち立て、食の魅力を発信し、在来ソバができる秋の「新そば祭り」はそば屋 8 軒と地元そば打ちグループ 4 件が協賛し、2 週間で入り込み客数 1 万 9 千人を迎え入れている。「そば打ち体験」に繋げるそば屋・そばグループもあり、リピーターも多く訪れ、交流の楽しさを感じる方々も少なくはない。

美味しい仁多米、そば、里山の原風景を合言葉に、都市と農村が交流する場所と機会をつくり、お互いが関わりを深めながら奥出雲の食文化、育んできた風習、そして地元の人々に馴染み、親しむ仕組みを創り出していく。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

鳥上地区の追谷集落の棚田では、耕作・保全是元より地元の方々で（一社）地域活性化協議会を立ち上げ、「たたらの灯（棚田ライトアップイベント）」を春と秋の年 2 回開催し、幻想的な景観を創り出している。また追谷展望デッキからの眺望、はで干しでの米づくり体験、追谷棚田だけで栽培された限定生産米「源流仁多米こしひかり」のネット販売など、棚田振興の先駆け的活動を展開している。

特に、ライトアップイベントでは「日本の小さな田舎が世界一輝くプロジェクト！～100 年後も誇れる棚田風景を絶対に残したい～」というキャッチコピーを謳い、ペット蛍（ボタル）という灯器具の名付け方、その灯器具が 1 万本に達した実績など、ファンの期待を裏切らない仕掛けづくりに余念がない。一方で古民家改修のワークショップを手掛け、将来は休憩スペースや宿泊施設などの交流の場、関係人口発掘の場として利活用を予定している。これらのノウハウは他の地区・集落の模範となる。

また、福頼集落の棚田には、展望台や看板のみで追谷集落の棚田振興のような活動は見当たらない。これら鳥上地区の棚田は、鉄師として栄えたト藏家のたたら遺構で、家や人通りの少ない奥山に位置し、長閑で牧歌的な風景をより一層感じることができる。これらの棚田は歴史と景観が調和していることから「たたら製鉄と棚田の文化的景観」として国重要文化的景観に選定されている。

今後、これらの集落でこれらの観光資源を呼び水に、棚田に人を呼び込むカスケードを組み立てていく。

カスケード1は、入込客に向けて、国道・県道及び町道からの進入路入口には「標識看板を設置し、途中に分岐点などあって分かりにくいところには案内看板で方向と距離を表示し、棚田を見下ろせるところはこの地（棚田）の 言われを書き込んだ説明看板を設置する。

カスケード2は、入込客に向けて農家のご自宅の縁側でお茶を振舞ったり、一方でビューポイントである棚田デッキ、棚田カフェ、農泊の話など将来の構想を入込客と一緒に幾度となく語り合う。この語り合いの場ではトイレや駐車場の整備なども題材となるが、中山間地域等直接支払制度では修繕費やその材料代、労務費、イベントの経費など広く体制整備に充てることができる。また、棚田カフェや農泊の推進は田園の将来の仕事を生み出す重要な施策であり、「農業遺産農家民宿等支援事業」の中でも、多様な主体の参画の一端を担う農家民宿などを開業する際に要する経費の一定額を助成している。

カスケード3は、農業や食に興味のある移住者（主に女性の方で、地域おこし協力隊や農業体験滞在者など）を棚田ガイドとして養成し、都市部からの移住志向者で地元と馴染みたい方と長閑で牧歌的な棚田を散策し米作りの魅力を伝える。環境に配慮した有機農業もしくは広域連携組織でのスマート農業のどちらにおいても、地域ぐるみで移住志向の方々に沿った新しいカスケードを組み立てていく。

（5）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（1）～（4）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記の指定棚田地域振興協議会の鳥上地区下部組織である鳥上地区指定棚田活動組織である。また、同協議会への参画はないものの、町内にある2つの中学校（仁多中学校、横田中学校）には総合学習の場を提供する。また町内にある1つの高校（県立横田高校）には農業加工品の開発・販売を試す仮想会社の場に、また町内企業にはCSR活動の場を提供する。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

奥出雲町指定棚田地域振興協議会

棚田等の保全・棚田地域の振興に向けて奥出雲町（農業振興課、農林土木課）を事務局とする協議会。構成メンバーは奥出雲町長、農業委員長、島根県、J Aしまね、農業者団体、各地区指定棚田活動組織（仮称）、フィールドワーク・ワークショップの進行・提案を頂く棚田アドバイザー（有識者）など。別に、棚田コンシェルジュ（農林水産省中国四国農政局地方参事官島根県担当）が施策的な方針を提供する。

鳥上地区指定棚田活動組織

協議会の下部組織である鳥上地区の活動組織の構成メンバーは、鳥上地区農地・水・環境保全管理協定運営委員会の会長、副会長（コーディネーター）、各自治会会長をはじめ、奥出雲町土地改良区、鳥上公民館、鳥上小学校、鳥上小学校 PTA、鳥上むらくも会、消防鳥上分団、みどり会グループ、（一社）奥出雲活性化プロジェクトの代表の方々など。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

奥出雲町全域で指定棚田の活動計画を提出する理由

奥出雲町内の全域が中山間地域に位置し、たたら製鉄による棚田の文化的景観を持つ地域資源としての価値が、広く認識され、全域での「国の文化的景観の選定」、「日本農業遺産の認定」を受けている。

各旧地域（各地区）の集落の中で、棚田景観のビューポイントへの展望台の設置や棚田のライトアップ、歴史的建造物をリノベーションした飲食店や民泊の営み、棚田オーナー制度そして各地区小学生に向け米作り体験を催している集落は少ない。

そこで、各地区の活動団体と各集落協定が有機的に結びつき、中山間地域等直接支払交付金等（棚田活動加算など）を原資として、奥出雲町全域に波及・相乗する活動計画とする必要がある。

参考資料

- ① 奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観（国の重要文化的景観）2014年選定【資料1】
- ② 日本農業遺産 2019年認定【資料2】
- ③ 都市景観大賞「優秀賞」 2020年受賞【資料3】

横田地区

横田地区指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：奥出雲町指定棚田地域振興協議会（横田地区指定棚田活動組織）

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

旧横田村地域（横田地区）

加食棚田、大曲松原棚田、大曲日向側棚田、角・馬場棚田、やりめ棚田、五反田棚田、樋口棚田、蔵屋棚田、稲田棚田、明田棚田、中条棚田、梨ヶ峠棚田

範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

・令和6年度まで、中山間地域等直接支払制度での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、施設の長寿命化、機能向上を活用し耕作放棄を防ぎ、横田地区指定棚田における棚田農用地面積127haを維持、管理する。

・令和6年度まで、荒廃農地（遊休農地）の発生防止と再耕作に取り組み、協定農用地の増加を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

・令和6年度まで、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上、施設の長寿命化を活用し横田地区指定棚田における里山環境の保全、棚田景観を保全する。

③耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施

・令和6年度まで、農作業安全対策として耕作道やほ場進入路の補修・管理を行う。

（定量的目標）

（地元集落内で）法面の草刈を年2回、水路の清掃を年1回行う。

（地元集落内で）農業機械が入りし壊れやすい耕作道やほ場進入路を3ヶ所を上げ、日程を決めて計画的に補修する。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

・令和6年度までに、指定棚田で自動草刈り機もしくは防除用ドローンを導入し効率化・省力化を図る。

・令和6年度まで、指定棚田における鳥獣被害の減少に向け、侵入防止柵や檻の設置、鳥獣の捕獲活動を実施する。

②農産物の供給の促進

・令和6年度までに、棚田米または棚田での農産物を原料とした農産加工品の商品企画案をつくる。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

・里山に生息する特有で貴重な生物の維持

・環境保全型農業（有機農業やカバークロープ）の促進

④良好な景観の形成（里山の原風景の保全）

・中山間地域等直接支払交付金での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上を通して棚田景観、里山の原風景を守る。

⑤伝統文化の継承

・指定棚田における花田植え、鎮守のお祭りや新嘗祭、とんど祭りなど一昔前には賑わったお祭りのうち、現存する祭りや伝統行事、現存する農文化を維持・継承する。

（定量的目標）

（地元集落内で）防除用ドローンを導入し、共同で行う防除を、100haから1割アップし110haに増加する。

（地元集落内で）オオサンショウウオ保護活動として自然観察会を新しく年1回以上開催する。

(地元集落内で) オオサンショウウオ保護活動として行われる清流脇の田んぼで営まれる環境にやさしい米づくりの実践者(記名)を一人増やす。

(地元集落内で) 昔からの神社仏閣(稲田神社)の周辺整備のため近隣の山の間伐・草刈を3a行う。

(3) 担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

・令和6年度までに、指定棚田で耕作・保全に取り組む認定農業者を1経営体以上増やし、人・農地プランにおける横田地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を行い、当該地区の農地の担い手として育成を図る。

②協定集落・集落営農組合・農業法人の育成と有機的な広域連携

・令和6年度までに、指定棚田で農耕・保全に取り組む農事組合法人を1団体増やし、人・農地プランにおける横田地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を図り、農業の担い手として育成する。

・協定集落と営農組織が有機的に結びつき広域連携や規模拡大を図り、新しい就農者を確保し地域の中心的リーダーを育成する。

③(認定)新規就農者の確保・育成

・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、U I ターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 農業法人が農地集積を図り、30haを1割アップし33haに増加する。

(4) 棚田を核とした観光資源・地域振興

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

・令和6年度までに、農村交流体験ができる農泊取組1件を確保し関係人口を創る。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

・棚田カフェ、農泊、棚田ガイドの営みを創出し農業女子などの活躍を図る。

・移住・就農希望者に向けたカスケード(受け入れサポート体制)の仕組みづくりを進める。

③棚田米等を活用した6次産業化の推進

・棚田米や農産物を原料とする加工品の開発、販売促進、ブランド化を進める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 関係人口につながる棚田を舞台とした表示看板、案内看板、説明看板を併せて3基以上設置する。

(地元集落内で) 関係人口につながる棚田を舞台とした展望台を整備する。

(地元集落内で) 農泊の体制づくりに向け、古民家などの施設(住所地番を記入)を整備する。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施する。

(1) 棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での機械共同購入・共同防除や畦畔の草刈り・水管理、また協定を結んだ地区に交付される多面的機能支払交付金での共同水路・農道の管理や機能向上を図り、耕作を続けながら保全を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

耕作を続け保全された棚田は、畦畔に囲まれているため集中豪雨には一時的に貯水するダム機能、また地下水として涵養する機能、そして傾斜地の崩壊を妨げる機能を持ち合わせているため、農地の保全・管理を通して、多面的機能の維持を図る。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での共同取組活動としてイノシシの侵入防止柵や檻の設置を促し被害を抑える一方で、これから自動草刈り機や防除用ドローンを共同で取り組みスマート農業・省力化を進め効率性を高める。

②農産物の供給の促進

棚田地域は耕作条件不利地が多く、その不利地を活用し収益性の高い野菜や園芸作物、またはしいたけ等の林産物の生産、そして和牛生産（畜産経営）など複合的に営農している農家も少なくない。

棚田地域はミネラルが豊富な水、また標高が高く昼夜の寒暖の差が大きく、良質米が生産され、地域ブランド米の中でも付加価値を高めるなど、販売促進に取り組んでいる。

今後、棚田での農産物を原料とした農産加工品のアイデアを出し合い、安定経営への工夫を重ねていく。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

棚田地域において、豊かな自然環境の中でカジカガエルやモリアオガエルやタガメ等の水生生物、オオムラサキやミヤマアカネ等の昆虫、また天然記念物であるオオサンショウウオが生息しており、いわゆる里山に特有で貴重な生態系が維持されている。

棚田での耕作など人為活動により形成された二次的自然環境の保全を通じ、生物多様性の保全を図るとともに、日本農業遺産から世界農業遺産（G I A H S）認定に向けて、棚田地域の振興と併せイニシアティブを持ち進めていく。

また、農薬や化学肥料による土壌の荒廃を抑え自然の生態系を生かし安全な食糧生産を目指す環境保全型農業のほか、主作物の休閑期に休耕地や畦畔などを利用して、土壌荒廃を抑え有機物を供給するカバー作物、有機肥料を投入し土壌中の生態系を活用し地力を培い自然循環機能を利用し安全な作物を目指す減農薬栽培、さらには有機農業を進める。

④良好な景観の形成（里山の原風景の保存）

奥出雲町で行われた農業とその営みがつくり出した農村風景は、この地で繁栄を極めた「たたら製鉄」の歴史の上にある。良質な砂鉄を含んだ大地と中国山地の豊かな森林、水資源に恵まれたこの地域は、この自然特性を生かしながら我が国の製鉄における一大生産地帯となり、社会経済を支えてきた。

たたら製鉄に使用される砂鉄は、山肌を切り崩し、砂を流し、水流による比重選鉱「鉄穴（かんな）流し」と呼ばれる技法によって採取された。膨大な土砂を流し広大な面積の鉱山跡地（鉄穴流し跡）が形成され、この跡地は鉄穴流しで利用されていた水利を活かし、次から次へと棚田として再生され、その農地面積は奥出雲町地内の農業基盤（田畑）の3分の1にも及ぶとされている。

鉄づくりとともに培われた景観は、地域で暮らす人々の日々の農業生産活動や生活の営みを通じて形づくられ、地域の自然、歴史、文化と密接に関わっている。初めて訪れた方でも自然に溶け込み、安らぎを得る原風景として映り、先人の築いた歴史や文化、そして日本の原風景を醸し出している。

これからも、棚田の保全、棚田地域の振興を図り、文化的価値を有する良好な景観を守り、次世代へ継承していくため、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能直払での水路・農道の管理・機能向上を活用し里山の原風景を守り続けていく。

そして、「棚田地域振興法」の制定、「棚田地域振興活動加算」の新設において、守り続けるこの原風景（棚田）自体が、地域づくり活動を誘発していることを集落の方々自身が気付き・再発見する契機、飛躍のチャンスと成り得る。

⑤伝統文化の継承

花田植え、鎮守のお祭り新嘗祭、とんど祭りなど一昔前までは賑わった祭りのうち、現存する祭りの存続と継承。

(3) 担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

人・農地プランにおける横田地区の中心経営体として実質化し、人・農地プラン算定のカバー率アップを図る。

②集落営農組合・農事組合法人の育成

米価が低迷する中、農地を守りながらコスト削減や効率化を図り、安定した所得を確保し、担い手不足を克服する手立てを講じ、産地として生き残るための戦略が求められている。

横田地区では中山間地域等直接支払制度での協定集落数 **13 集落**、営農組合数 **8 組合**、農事組合法人は **2 法人** であり、これら組織による農作業の共同化・効率化が求められている。高齢化により農地の維持が困難である規模の小さい個々の集落営農組織等では、生産コスト低減や有利販売等の収益性の向上にも限界がある。このため、地区内の中山間地域等直払協定集落や集落営農組織等を構成員とする広域連携組織を設立し、機械の共同利用によるコスト低減、農作業オペレーターの派遣による人材の確保、農作業カバー体制の確立・法人化を目指す。

その一方で、新しい就農者の受け皿となり、地域の中心的リーダーを育てることができる「人づくり・組織づくり・地域づくり」を展開していく。

②（認定）新規就農者の育成

- ・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、UI ターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

（4）棚田を核とした地域振興・観光資源

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

奥出雲町に育つすべての子供たちに、各小学校単位では、総合的学習である「たたら体験学習」や「仁多米の田植えや稲刈り体験」、そして中学校単位でも総合的学習である「山林での間伐体験」を通じて、奥出雲の文化、稲作、畜産、林業を繋げる農林業システム（資源循環型農業）を伝え、ふるさとに根ざす人材の育成に取り組んでいる。

また、「奥出雲そば街道」を打ち立て、食の魅力を発信し、在来ソバができる秋の「新そば祭り」はそば屋 8 軒と地元そば打ちグループ 4 件が協賛し、2 週間で入り込み客数 1 万 9 千人を迎え入れている。「そば打ち体験」に繋げるそば屋・そばグループもあり、リピーターも多く訪れ、交流の楽しさを感じる方々も少なくはない。

美味しい仁多米、そば、里山の原風景を合言葉に、都市と農村が交流する場所と機会をつくり、お互いが関わりを深めながら奥出雲の食文化、育んできた風習、そして地元の人々に馴染み、親しむ仕組みを創り出していく。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

横田地区は、認定農業者や集落営農組織の数が他の地区に比べて比較的多く、横田盆地の利点を生かし圃場整備された田で効率の良い農業が営まれている。特に（農）ひぐち、（農）明田はこの地区を代表する農事組合法人で、他の法人に先駆けて設立され、農業用施設・機械の設置や共同利用、農作業の共同化や受委託など他の法人の模範でもあった。

また、認定農業者で農業生産法人として活躍する（有）コスモ二十一が、横田ショッピングセンター「横田蔵市」前で、地元野菜や農産加工品販売所「特産の駅おくいち」を経営しながら、仁多米の米粉をブレンドした「たい焼き」も販売するなど、仁多米の販売PRに一役買っている。

稲田集落にある稲田神社では、社務所に「姫のそばゆかり庵」の看板をかけ奥出雲そば街道の人気スポットとなっている。ここでは、地元そば粉を石臼挽き手打ちした十割そば、仁多米のハデ干しの塩おにぎり、そして山菜料理などが堪能できるほか、神社スポットとしての人気も高い。ヤマタノオロチ退治神話で有名なスサノオノミコトの正妻「稲田姫命（イナタヒメ）」が祀られ、「産湯の池」や「笹の宮」が残っていることから女性客への人気が高い。

今後、これらの集落でこれらの観光資源を呼び水に、棚田に人を呼び込むカスケードを組み立てていく。

カスケード1は、入込客に向けて、国道・県道及び町道からの進入路入口には「標識看板を設置し、途中に分岐点などあって分かりにくいところには案内看板で方向と距離を表示し、棚田を見下ろせるところはこの地（棚田）

の言われを書き込んだ説明看板を設置する。

カスケード2は、入込客に向けて農家のご自宅の縁側でお茶を振舞ったり、一方でビューポイントである棚田デッキ、棚田カフェ、農泊の話など将来の構想を入込客と一緒に幾度となく語り合う。この語り合いの場ではトイレや駐車場の整備なども題材となるが、中山間地域等直接支払制度では修繕費やその材料代、労務費、イベント的経費など広く体制整備に充てることができる。また、棚田カフェや農泊の推進は田園の将来の仕事を生み出す重要な施策であり、「農業遺産農家民宿等支援事業」の中でも、多様な主体の参画の一端を担う農家民宿などを開業する際に要する経費の一定額を助成している。

カスケード3は、農業や食に興味のある移住者（主に女性の方で、地域おこし協力隊や農業体験滞在者など）を棚田ガイドとして養成し、都市部からの移住志向者で地元と馴染みたい方と長閑で牧歌的な棚田を散策し米作りの魅力を伝える。環境に配慮した有機農業もしくは広域連携組織でのスマート農業のどちらにおいても、地域ぐるみで移住志向の方々に沿った新しいカスケードを組み立てていく。

(5) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)～(4)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記の指定棚田地域振興協議会の横田地区下部組織である横田地区指定棚田活動組織である。また、同協議会への参画はないものの、町内にある2つの中学校（仁多中学校、横田中学校）には総合学習の場を提供する。また町内にある1つの高校（県立横田高校）には農業加工品の開発・販売を試す仮想会社の場に、また町内企業にはCSR活動の場を提供する。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

奥出雲町指定棚田地域振興協議会

棚田等の保全・棚田地域の振興に向けて奥出雲町（農業振興課、農林土木課）を事務局とする協議会。構成メンバーは奥出雲町長、農業委員長、島根県、JASしまね、農業者団体、各地区指定棚田活動組織（仮称）、フィールドワーク・ワークショップの進行・提案を頂く棚田アドバイザー（有識者）など。別に、棚田コンシェルジュ（農林水産省中国四国農政局地方参事官島根県担当）が施策的な方針を提供する。

横田地区指定棚田活動組織

協議会の下部組織である横田地区の活動組織の構成メンバーは、横田地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会の会長、副会長（コーディネーター）、各自治会をはじめ、奥出雲町土地改良区、横田公民館、横田小学校、消防横田分団の方々など。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

奥出雲町全域で指定棚田の活動計画を提出する理由

奥出雲町内の全域が中山間地域に位置し、たたら製鉄による棚田の文化的景観を持つ地域資源としての価値が、広く認識され、全域での「国の文化的景観の選定」、「日本農業遺産の認定」を受けている。

各旧地域（各地区）の集落の中で、棚田景観のビューポイントへの展望台の設置や棚田のライトアップ、歴史的建造物をリノベーションした飲食店や民泊の営み、棚田オーナー制度そして各地区小学生に向け米作り体験を催している集落は少ない。

そこで、各地区の活動団体と各集落協定が有機的に結びつき、中山間地域等直接支払交付金等（棚田活動加算など）を原資として、奥出雲町全域に波及・相乗する活動計画とする必要がある。

参考資料

- ① 奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観（国の重要文化的景観）2014年選定【資料1】
- ② 日本農業遺産 2019年認定【資料2】
- ③ 都市景観大賞「優秀賞」 2020年受賞【資料3】

八川地区

八川地区指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：奥出雲町指定棚田地域振興協議会（八川地区指定棚田活動組織）

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

旧八川村地域（八川地区）

八川坂根棚田、三森原棚田、大八川棚田、小八川棚田、仲仙道棚田、金川棚田、高畦棚田、宮谷棚田、八川本郷日向側・古市上西棚田、古市中棚田、土橋棚田、川西棚田、大谷本郷棚田、杭木棚田、雨川棚田

範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

・令和6年度まで、中山間地域等直接支払制度での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、施設の長寿命化、機能向上を活用し耕作放棄を防ぎ、八川地区指定棚田における棚田農用地面積112haを維持、管理する。

・令和6年度まで、荒廃農地（遊休農地）の発生防止と再耕作に取り組み、協定農用地の増加を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

・令和6年度まで、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上、施設の長寿命化を活用し八川地区指定棚田における里山環境の保全、棚田景観を保全する。

③耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施

・令和6年度まで、農作業安全対策として耕作道やほ場進入路の補修・管理を行う。

（定量的目標）

（地元集落内で）荒廃農地に樹木の苗を植えて草刈り等の管理を行い、荒廃農地の面積5aを減らす。
--

（地元集落内で）農業機械が入りし壊れやすい耕作道やほ場進入路を5ヶ所を上げ、日程を決めて計画的に補修する。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

・令和6年度までに、指定棚田で自動草刈り機もしくは防除用ドローンを導入し効率化・省力化を図る。

・令和6年度まで、指定棚田における鳥獣被害の減少に向け、侵入防止柵や檻の設置、鳥獣の捕獲活動を実施する。

②農産物の供給の促進

・令和6年度までに、棚田米または棚田での農産物を原料とした農産加工品の商品企画案をつくる。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

・里山に生息する特有で貴重な生物の維持

・環境保全型農業（有機農業やカバークロップ）の促進

④良好な景観の形成（里山の原風景の保全）

・中山間地域等直接支払交付金での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上を通して棚田景観、里山の原風景を守る。

⑤伝統文化の継承

・指定棚田における花田植え、鎮守のお祭りや新嘗祭、とんど祭りなど一昔前には賑わったお祭りのうち、現存する祭りや伝統行事、現存する農文化を維持・継承する。

（定量的目標）

（地元集落内で）防除用ドローンを導入し、共同で行う防除を、10haから1割アップし11haに増加する。

(地元集落内で) 在来小そばの新規栽培に取り組み生産者または法人を1名(記名)増やす。

(地元集落内で) 在来小そばの栽培拡大に取り組み生産量を、1,000 kgから1割アップし1,100 kgに増加する。

(3) 担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

・令和6年度までに、指定棚田で耕作・保全に取り組む認定農業者を1経営体以上増やし、人・農地プランにおける八川地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を行い、当該地区の農地の担い手として育成を図る。

②協定集落・集落営農組合・農業法人の育成と有機的な広域連携

・令和6年度までに、指定棚田で農耕・保全に取り組む農事組合法人を1団体増やし、人・農地プランにおける八川地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を図り、農業の担い手として育成する。

・協定集落と営農組織が有機的に結びつき広域連携や規模拡大を図り、新しい就農者を確保し地域の中心的リーダーを育成する。

③(認定)新規就農者の確保・育成

・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、Uターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

(地元集落内で) 認定農業者が農地集積を図り、100aを1割アップし110aに増加する。

(地元集落内で) 農業法人が農地集積を図り、10haを1割アップし11haに増加する。

(4) 棚田を核とした観光資源・地域振興

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

・令和6年度までに、農村交流体験ができる農泊取組1件を確保し関係人口を創る。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

・棚田カフェ、農泊、棚田ガイドの営みを創出し農業女子などの活躍を図る。

・移住・就農希望者に向けたカスケード(受け入れサポート体制)の仕組みづくりを進める。

③棚田米等を活用した6次産業化の推進

・棚田米や農産物を原料とする加工品の開発、販売促進、ブランド化を進める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 棚田で生産される農産物(大豆)の加工品(味噌)を製造し、直売所・特産市・道の駅などで販売する。

(地元集落内で) 関係人口につながる棚田を舞台とした表示看板、案内看板、説明看板を併せて3基以上設置する。

(地元集落内で) 関係人口につながる棚田を舞台とした展望台を整備する。

(地元集落内で) 農泊の体制づくりに向け、古民家などの施設(住所地番を記入)を整備する。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施する。

(1) 棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での機械共同購入・共同防除や畦畔の草刈り・水管理、また協定を結んだ地区に交付される多面的機能支払交付金での共同水路・農道の管理や機能向上を図り、耕作を続けながら保全を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

耕作を続け保全された棚田は、畦畔に囲まれているため集中豪雨には一時的に貯水するダム機能、また地下水として涵養する機能、そして傾斜地の崩壊を妨げる機能を持ち合わせているため、農地の保全・管理を通して、多面

的機能の維持を図る。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での共同取組活動としてイノシシの侵入防止柵や檻の設置を促し被害を抑える一方で、これから自動草刈り機や防除用ドローンを共同で取り組みスマート農業・省力化を進め効率性を高める。

②農産物の供給の促進

棚田地域は耕作条件不利地が多く、その不利地を活用し収益性の高い野菜や園芸作物、またはしいたけ等の林産物の生産、そして和牛生産（畜産経営）など複合的に営農している農家も少なくない。

棚田地域はミネラルが豊富な水、また標高が高く昼夜の寒暖の差が大きく、良質米が生産され、地域ブランド米の中でも付加価値を高めるなど、販売促進に取り組んでいる。

今後、棚田での農産物を原料とした農産加工品のアイデアを出し合い、安定経営への工夫を重ねていく。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

棚田地域において、豊かな自然環境の中でカジカガエルやモリアオガエルやタガメ等の水生生物、オオムラサキやミヤマアカネ等の昆虫、また天然記念物であるオオサンショウウオが生息しており、いわゆる里山に特有で貴重な生態系が維持されている。

棚田での耕作など人為活動により形成された二次的自然環境の保全を通じ、生物多様性の保全を図るとともに、日本農業遺産から世界農業遺産（G I A H S）認定に向けて、棚田地域の振興と併せイニシアティブを持ち進めていく。

また、農薬や化学肥料による土壌の荒廃を抑え自然の生態系を生かし安全な食糧生産を目指す環境保全型農業のほか、主作物の休閑期に休耕地や畦畔などを利用して、土壌荒廃を抑え有機物を供給するカバークロープ、有機肥料を投入し土壌中の生態系を活用し地力を培い自然循環機能を利用し安全な作物を目指す減農薬栽培、さらには有機農業を進める。

④良好な景観の形成（里山の原風景の保存）

奥出雲町で行われた農業とその営みがつくり出した農村風景は、この地で繁栄を極めた「たたら製鉄」の歴史の上にある。良質な砂鉄を含んだ大地と中国山地の豊かな森林、水資源に恵まれたこの地域は、この自然特性を生かしながら我が国の製鉄における一大生産地帯となり、社会経済を支えてきた。

たたら製鉄に使用される砂鉄は、山肌を切り崩し、砂を流し、水流による比重選鉱「鉄穴（かんな）流し」と呼ばれる技法によって採取された。膨大な土砂を流し広大な面積の鉱山跡地（鉄穴流し跡）が形成され、この跡地は鉄穴流しで利用されていた水利を活かし、次から次へと棚田として再生され、その農地面積は奥出雲町地内の農業基盤（田畑）の3分の1にも及ぶとされている。

鉄づくりとともに培われた景観は、地域で暮らす人々の日々の農業生産活動や生活の営みを通じて形づくられ、地域の自然、歴史、文化と密接に関わっている。初めて訪れた方でも自然に溶け込み、安らぎを得る原風景として映り、先人の築いた歴史や文化、そして日本の原風景を醸し出している。

これからも、棚田の保全、棚田地域の振興を図り、文化的価値を有する良好な景観を守り、次世代へ継承していくため、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能直払での水路・農道の管理・機能向上を活用し里山の原風景を守り続けていく。

そして、「棚田地域振興法」の制定、「棚田地域振興活動加算」の新設において、守り続けるこの原風景（棚田）自体が、地域づくり活動を誘発していることを集落の方々自身が気づき・再発見する契機、飛躍のチャンスと成り得る。

⑤伝統文化の継承

花田植え、鎮守のお祭り新嘗祭、とんど祭りなど一昔前までは賑わった祭りのうち、現存する祭りの存続と継承。

(3) 担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

人・農地プランにおける八川地区の中心経営体として実質化し、人・農地プラン算定のカバー率アップを図る。

②集落営農組合・農事組合法人の育成

米価が低迷する中、農地を守りながらコスト削減や効率化を図り、安定した所得を確保し、担い手不足を克服する手立てを講じ、産地として生き残るための戦略が求められている。

八川地区では中山間地域等直接支払制度での協定集落数 **16 集落**、営農組合数 **7 組合**、農事組合法人は **3 法人** であり、これら組織による農作業の共同化・効率化が求められている。高齢化により農地の維持が困難である規模の小さい個々の集落営農組織等では、生産コスト低減や有利販売等の収益性の向上にも限界がある。このため、地区内の中山間地域等直払協定集落や集落営農組織等を構成員とする広域連携組織を設立し、機械の共同利用によるコスト低減、農作業オペレーターの派遣による人材の確保、農作業カバー体制の確立・法人化を目指す。

その一方で、新しい就農者の受け皿となり、地域の中心的リーダーを育てることができる「人づくり・組織づくり・地域づくり」を展開していく。

②(認定)新規就農者の育成

・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、Uターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

(4) 棚田を核とした地域振興・観光資源

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

奥出雲町に育つすべての子供たちに、各小学校単位では、総合的学習である「たたら体験学習」や「仁多米の田植えや稲刈り体験」、そして中学校単位でも総合的学習である「山林での間伐体験」を通じて、奥出雲の文化、稲作、畜産、林業を繋げる農林業システム（資源循環型農業）を伝え、ふるさとに根ざす人材の育成に取り組んでいる。

また、「奥出雲そば街道」を打ち立て、食の魅力を発信し、在来ソバができる秋の「新そば祭り」はそば屋 8 軒と地元そば打ちグループ 4 件が協賛し、2 週間で入り込み客数 1 万 9 千人を迎え入れている。「そば打ち体験」に繋げるそば屋・そばグループもあり、リピーターも多く訪れ、交流の楽しさを感じる方々も少なくはない。

美味しい仁多米、そば、里山の原風景を合言葉に、都市と農村が交流する場所と機会をつくり、お互いが関わりを深めながら奥出雲の食文化、育んできた風習、そして地元の人々に馴染み、親しむ仕組みを創り出していく。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

八川地区は、認定農業者や集落営農組織の数が他の地区に比べて比較的によく、農事組合法人は 3 法人有り、特に「(農)三森原」は奥出雲町で最初の農事組合法人であり、農業用施設・機械の設置や共同利用、農作業の共同化や受委託など他の法人の模範として活躍してきた。中でも、農事組合法人 6 法人をネットワーク化し地域農業をリードしてきた実績は高く評価されている。

この八川地区は国道 314 号線に沿い、そば処「八川そば」はそば街道の中でも一際入込客数が多い。この「ざいごそば」は、そば湯ごと頂く釜揚げそばのことで、山芋、ぜんまい、わらび、きんぴら、わさびなどの山菜が加えてあり、一番人気。この他のそば処で、集落ぐるみで新そば祭りの時に出店する「小八川そば」や「川西そば」があり、地域コミュニティ醸成力は強い地区である。

当時、この地を納めていた鉄師絲原家は、雨川集落で鉄穴流しですり鉢状に水田を形成し、住居一体型の山内集落を形成し、当時の佇まいを今に伝えている。そして、約 400 年の歴史をもつ絲原家の本宅で、隠れ家的カフェの「茶房十五代」は、記念館、出雲流庭園、洗心乃路を見学した後に、くつろぎのスペースを提供している。

今後、これらの集落でこれらの観光資源を呼び水に、棚田に人を呼び込むカスケードを組み立てていく。

カスケード 1 は、入込客に向けて、国道・県道及び町道からの進入路入口には「標識看板を設置し、途中に分岐点

などあって分かりにくいところには案内看板で方向と距離を表示し、棚田を見下ろせるところはこの地（棚田）の言われを書き込んだ説明看板を設置する。

カスケード2は、入込客に向けて農家のご自宅の縁側でお茶を振舞ったり、一方でビューポイントである棚田デッキ、棚田カフェ、農泊の話など将来の構想を入込客と一緒に幾度となく語り合う。この語り合いの間ではトイレや駐車場の整備なども題材となるが、中山間地域等直接支払制度では修繕費やその材料代、労務費、イベントの経費など広く体制整備に充てることができる。また、棚田カフェや農泊の推進は田園の将来の仕事を生み出す重要な施策であり、「農業遺産農家民宿等支援事業」の中でも、多様な主体の参画の一端を担う農家民宿などを開業する際に要する経費の一定額を助成している。

カスケード3は、農業や食に興味のある移住者（主に女性の方で、地域おこし協力隊や農業体験滞在者など）を棚田ガイドとして養成し、都市部からの移住志向者で地元と馴染みたい方と長閑で牧歌的な棚田を散策し米作りの魅力を伝える。環境に配慮した有機農業もしくは広域連携組織でのスマート農業のどちらにおいても、地域ぐるみで移住志向の方々に沿った新しいカスケードを組み立てていく。

（5）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（1）～（4）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記の指定棚田地域振興協議会の八川地区下部組織である八川地区指定棚田活動組織である。また、同協議会への参画はないものの、町内にある2つの中学校（仁多中学校、横田中学校）には総合学習の場を提供する。また町内にある1つの高校（県立横田高校）には農業加工品の開発・販売を試す仮想会社の場に、また町内企業にはCSR活動の場を提供する。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

奥出雲町指定棚田地域振興協議会

棚田等の保全・棚田地域の振興に向けて奥出雲町（農業振興課、農林土木課）を事務局とする協議会。構成メンバーは奥出雲町長、農業委員長、島根県、JAしまね、農業者団体、各地区指定棚田活動組織（仮称）、フィールドワーク・ワークショップの進行・提案を頂く棚田アドバイザー（有識者）など。別に、棚田コンシェルジュ（農林水産省中国四国農政局地方参事官島根県担当）が施策的な方針を提供する。

八川地区指定棚田活動組織

協議会の下部組織である八川地区の活動組織の構成メンバーは、保全組織八川地区ふるさと保全会運営会議会長、副会長、各集落をはじめ、八川1団地・2団地・3団地・4団地・5-1団地・6団地・9団地・12団地・13団地・14団地・15団地・17団地・19団地・20団地、八川地区公民館運営委員会、（一社）奥出雲農業公社、奥出雲町土地改良区の方々など。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

奥出雲町全域で指定棚田の活動計画を提出する理由

奥出雲町内の全域が中山間地域に位置し、たたら製鉄による棚田の文化的景観を持つ地域資源としての価値が、広く認識され、全域での「国の文化的景観の選定」、「日本農業遺産の認定」を受けている。

各旧地域（各地区）の集落の中で、棚田景観のビューポイントへの展望台の設置や棚田のライトアップ、歴史的建造物をリノベーションした飲食店や民泊の営み、棚田オーナー制度そして各地区小学生に向け米作り体験を催している集落は少ない。

そこで、各地区の活動団体と各集落協定が有機的に結びつき、中山間地域等直接支払交付金等（棚田活動加算など）を原資として、奥出雲町全域に波及・相乗する活動計画とする必要がある。

参考資料

- ① 奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観（国の重要文化的景観）2014年選定【資料1】
- ② 日本農業遺産 2019年認定【資料2】
- ③ 都市景観大賞「優秀賞」 2020年受賞【資料3】

馬木地区

馬木地区指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：奥出雲町指定棚田地域振興協議会（馬木地区指定棚田活動組織）

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

旧馬木地域（馬木地区）

第一大原（大原新田）棚田、第二大原棚田、渋谷棚田、女良木大森棚田、亀ヶ市棚田、小峠棚田、大峠棚田、大畝棚田、上連棚田、湯舟棚田、宮棚田、大馬木堅田棚田、反保棚田、矢入上棚田、矢入・中原棚田、本谷地区棚田、小馬木川東・小森棚田、小林棚田、上市棚田、板敷上棚田、板敷下棚田

範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の耕作・保全

①耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

・令和6年度まで、中山間地域等直接支払制度での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、施設の長寿命化、機能向上を活用し耕作放棄を防止、馬木地区指定棚田における棚田農用地面積180haを維持、管理する。

・令和6年度まで、荒廃農地（遊休農地）の発生防止と再耕作に取り組み、協定農用地の増加を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

・令和6年度まで、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上、施設の長寿命化を活用し馬木地区指定棚田における里山環境の保全、棚田景観を保全する。

③耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施

・令和6年度まで、農作業安全対策として耕作道やほ場進入路の補修・管理を行う。

（定量的目標）

（地元集落内で）法面の草刈を年2回、水路の清掃を年1回行う。

（地元集落内で）農業機械が出入りし壊れやすい耕作道やほ場進入路を5ヶ所を上げ、日程を決めて計画的に補修する。
--

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

・令和6年度までに、指定棚田で自動草刈り機もしくは防除用ドローンを導入し効率化・省力化を図る。

・令和6年度まで、指定棚田における鳥獣被害の減少に向け、侵入防止柵や檻の設置、鳥獣の捕獲活動を実施する。

②農産物の供給の促進

・令和6年度までに、棚田米または棚田での農産物を原料とした農産加工品の商品企画案をつくる。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

・里山に生息する特有で貴重な生物の維持

・環境保全型農業（有機農業やカバークロップ）の促進

④良好な景観の形成（里山の原風景の保全）

・中山間地域等直接支払交付金での耕作や畔の草刈、多面的機能支払交付金での水路・農道の維持・管理、機能向上を通して棚田景観、里山の原風景を守る。

⑤伝統文化の継承

・指定棚田における花田植え、鎮守のお祭りや新嘗祭、とんど祭りなど一昔前には賑わったお祭りのうち、現存する祭りや伝統行事、現存する農文化を維持・継承する。

（定量的目標）

（地元集落で）環境保全型農業直接支払交付金制度を活用する法人・個人を1人増やす。
--

(地元集落内で) 自然環境の保全のために里山イニシアティブに取り組む生産者を1人(記名)増やす。
(地元集落内で) 良好な景観の形成のため重要文化的景観として選定される。
(地元集落内で) 昔からの神社仏閣(金言寺)の周辺整備のため近隣の山の間伐・草刈を3a行う。

(3) 担い手の確保・育成

① 認定農業者の育成

・令和6年度までに、指定棚田で耕作・保全に取り組む認定農業者を1経営体以上増やし、人・農地プランにおける馬木地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を行い、当該地区の農地の担い手として育成を図る。

② 協定集落・集落営農組合・農業法人の育成と有機的な広域連携

・令和6年度までに、指定棚田で農耕・保全に取り組む農事組合法人を1団体増やし、人・農地プランにおける馬木地区の中心経営体として位置づけることで、農地の集積を図り、農業の担い手として育成する。

・協定集落と営農組織が有機的に結びつき広域連携や規模拡大を図り、新しい就農者を確保し地域の中心的リーダーを育成する。

③ (認定)新規就農者の確保・育成

・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、U I ターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 町外からまたは地元集落内から認定新規就農者1名(記名)を受け入れ、育成を図る。
(地元集落内で) 農業法人が農地集積を図り、20haを1割アップし22haに増加する。

(4) 棚田を核とした観光資源・地域振興

① 都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

・令和6年度までに、農村交流体験ができる農泊取組1件を確保し関係人口を創る。

② 棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

・棚田カフェ、農泊、棚田ガイドの営みを創出し農業女子などの活躍を図る。

・移住・就農希望者に向けたカスケード(受け入れサポート体制)の仕組みづくりを進める。

③ 棚田米等を活用した6次産業化の推進

・棚田米や農産物を原料とする加工品の開発、販売促進、ブランド化を進める。

(定量的目標)

(地元集落内で) 関係人口の増加につなげるため金言寺の田に水を張ったライトアップイベントの開催、また大銀杏と茅葺屋根とのコントラストで入込客数(年間)1,000人を1割アップし1,100人とする。
(地元集落内で) 棚田を舞台とした芸術文化活動(金言寺の大銀杏)の写真展示を新しく期間(10月から12月)で行う。
(地元集落内で) 関係人口につながる棚田を舞台とした表示看板、案内看板、説明看板を併せて3基以上設置する。
(地元集落内で) 関係人口につながる棚田を舞台とした展望台を整備する。
(地元集落内で) 棚田カフェ(金言寺)の体制づくりに向け、古民家などの施設を整備する。
(地元集落内で) 農泊の体制づくりに向け、古民家などの施設(住所地番を記入)を整備する。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施する。

(1) 棚田等の耕作・保全

① 耕作放棄の防止、荒廃農地の減少

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での機械共同購入・共同防除や畦畔の草刈り・水

管理、また協定を結んだ地区に交付される多面的機能支払交付金での共同水路・農道の管理や機能向上を図り、耕作を続けながら保全を図る。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

耕作を続け保全された棚田は、畦畔に囲まれているため集中豪雨には一時的に貯水するダム機能、また地下水として涵養する機能、そして傾斜地の崩壊を妨げる機能を持ち合わせているため、農地の保全・管理を通して、多面的機能の維持を図る。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①生産性の向上・効率

協定を結んだ集落に毎年交付される中山間地域等直接支払制度での共同取組活動としてイノシシの侵入防止柵や檻の設置を促し被害を抑える一方で、これから自動草刈り機や防除用ドローンを共同で取り組みスマート農業・省力化を進め効率性を高める。

②農産物の供給の促進

棚田地域は耕作条件不利地が多く、その不利地を活用し収益性の高い野菜や園芸作物、またはしいたけ等の林産物の生産、そして和牛生産（畜産経営）など複合的に営農している農家も少なくない。

棚田地域はミネラルが豊富な水、また標高が高く昼夜の寒暖の差が大きく、良質米が生産され、地域ブランド米の中でも付加価値を高めるなど、販売促進に取り組んでいる。

今後、棚田での農産物を原料とした農産加工品のアイデアを出し合い、安定経営への工夫を重ねていく。

③生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

棚田地域において、豊かな自然環境の中でカジカガエルやモリアオガエルやタガメ等の水生生物、オオムラサキやミヤマアカネ等の昆虫、また天然記念物であるオオサンショウウオが生息しており、いわゆる里山に特有で貴重な生態系が維持されている。

棚田での耕作など人為活動により形成された二次的自然環境の保全を通じ、生物多様性の保全を図るとともに、日本農業遺産から世界農業遺産（G I A H S）認定に向けて、棚田地域の振興と併せイニシアティブを持ち進めていく。

また、農薬や化学肥料による土壌の荒廃を抑え自然の生態系を生かし安全な食糧生産を目指す環境保全型農業のほか、主作物の休閑期に休耕地や畦畔などを利用して、土壌荒廃を抑え有機物を供給するカバークロープ、有機肥料を投入し土壌中の生態系を活用し地力を培い自然循環機能を利用し安全な作物を目指す減農薬栽培、さらには有機農業を進める。

④良好な景観の形成（里山の原風景の保存）

奥出雲町で行われた農業とその営みがつくり出した農村風景は、この地で繁栄を極めた「たたら製鉄」の歴史の上にある。良質な砂鉄を含んだ大地と中国山地の豊かな森林、水資源に恵まれたこの地域は、この自然特性を生かしながら我が国の製鉄における一大生産地帯となり、社会経済を支えてきた。

たたら製鉄に使用される砂鉄は、山肌を切り崩し、砂を流し、水流による比重選鉱「鉄穴（かんな）流し」と呼ばれる技法によって採取された。膨大な土砂を流し広大な面積の鉱山跡地（鉄穴流し跡）が形成され、この跡地は鉄穴流しで利用されていた水利を活かし、次から次へと棚田として再生され、その農地面積は奥出雲町地内の農業基盤（田畑）の3分の1にも及ぶとされている。

鉄づくりとともに培われた景観は、地域で暮らす人々の日々の農業生産活動や生活の営みを通じて形づくられ、地域の自然、歴史、文化と密接に関わっている。初めて訪れた方でも自然に溶け込み、安らぎを得る原風景として映り、先人の築いた歴史や文化、そして日本の原風景を醸し出している。

これからも、棚田の保全、棚田地域の振興を図り、文化的価値を有する良好な景観を守り、次世代へ継承していくため、中山間地域等直払での耕作や畔の草刈、多面的機能直払での水路・農道の管理・機能向上を活用し里山の原風景を守り続けていく。

そして、「棚田地域振興法」の制定、「棚田地域振興活動加算」の新設において、守り続けるこの原風景（棚田）自体が、地域づくり活動を誘発していることを集落の方々自身が気づき・再発見する契機、飛躍のチャンスと成り得る。

⑤伝統文化の継承

花田植え、鎮守のお祭り新嘗祭、とんど祭りなど一昔前までは賑わった祭りのうち、現存する祭りの存続と継承。

(3) 担い手の確保・育成

①認定農業者の育成

人・農地プランにおける馬木地区の中心経営体として実質化し、人・農地プラン算定のカバー率アップを図る。

②集落営農組合・農事組合法人の育成

米価が低迷する中、農地を守りながらコスト削減や効率化を図り、安定した所得を確保し、担い手不足を克服する手立てを講じ、産地として生き残るための戦略が求められている。

馬木地区では中山間地域等直接支払制度での協定集落数 **22 集落**、営農組合数 **12 組合**、農事組合法人は **3 法人**であり、これら組織による農作業の共同化・効率化が求められている。高齢化により農地の維持が困難である規模の小さい個々の集落営農組織等では、生産コスト低減や有利販売等の収益性の向上にも限界がある。このため、地区内の中山間地域等直払協定集落や集落営農組織等を構成員とする広域連携組織を設立し、機械の共同利用によるコスト低減、農作業オペレーターの派遣による人材の確保、農作業カバー体制の確立・法人化を目指す。

その一方で、新しい就農者の受け皿となり、地域の中心的リーダーを育てることができる「人づくり・組織づくり・地域づくり」を展開していく。

②（認定）新規就農者の育成

- ・町内農業者の後継者や県外、町外からの就農希望者の確保・育成を図るため、受け入れサポート体制を確立し、Uターン者や地元後継者の就農志向者募集に努める。

(4) 棚田を核とした地域振興・観光資源

①都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

奥出雲町に育つすべての子供たちに、各小学校単位では、総合的学習である「たたら体験学習」や「仁多米の田植えや稲刈り体験」、そして中学校単位でも総合的学習である「山林での間伐体験」を通じて、奥出雲の文化、稲作、畜産、林業を繋げる農林業システム（資源循環型農業）を伝え、ふるさとに根ざす人材の育成に取り組んでいる。

また、「奥出雲そば街道」を打ち立て、食の魅力を発信し、在来ソバができる秋の「新そば祭り」はそば屋 8 軒と地元そば打ちグループ 4 件が協賛し、2 週間で入り込み客数 1 万 9 千人を迎え入れている。「そば打ち体験」に繋げるそば屋・そばグループもあり、リピーターも多く訪れ、交流の楽しさを感じる方々も少なくはない。

美味しい仁多米、そば、里山の原風景を合言葉に、都市と農村が交流する場所と機会をつくり、お互いが関わりを深めながら奥出雲の食文化、育んできた風習、そして地元の人々に馴染み、親しむ仕組みを創り出していく。

②棚田における関係人口から移住人口を生む仕組みづくり

馬木地区の第一大原集落の「大原新田」は日本棚田百選に選ばれている名所で、地元農家 9 件で耕作・保全維持する傍ら、看板や展望台を設置し農事組合法人を立ち上げている。

また小峠集落の金言寺では、「金言寺の大銀杏を守る会」が、当時ぼろぼろの屋根の茅を葺き替え、年々弱まる大銀杏を樹齢回復し、接道や駐車場などの環境整備に力を注いだ。その甲斐あって、大銀杏ライトアップが田んぼの水面に映る 10 月下旬をスタートに、あたり一面が黄色の絨毯で敷き詰められる 12 月上旬までの間、多くの入込客数で賑わう。この間ボランティアガイドの方が活躍、金言寺本堂ではお茶も頂ける。金言寺の住職、ボランティアガイド、地元の方々、そして陰で支えてきた地区のみなさんの努力の賜物であり、他の地区の模範となり得る。

また、馬木農産加工所「いきいきアグリ馬木」は、食味評価の高い仁多米を活かした餅、笹巻き、おこわを中心に煮しめ、佃煮、野菜の漬物などを加工・販売する一方で、消費者である都市の方々との交流に力を入れている。

今後、これらの集落でこれらの観光資源を呼び水に、棚田に人を呼び込むカスケードを組み立てていく。

カスケード1は、入込客に向けて、国道・県道及び町道からの進入路入口には「標識看板を設置し、途中に分岐点などあって分かりにくいところには案内看板で方向と距離を表示し、棚田を見下ろせるところはこの地（棚田）の言われを書き込んだ説明看板を設置する。

カスケード2は、入込客に向けて農家のご自宅の縁側でお茶を振舞ったり、一方でビューポイントである棚田デッキ、棚田カフェ、農泊の話など将来の構想を入込客と一緒に幾度となく語り合う。この語り合いの場ではトイレや駐車場の整備なども題材となるが、中山間地域等直接支払制度では修繕費やその材料代、労務費、イベント的経費など広く体制整備に充てることができる。また、棚田カフェや農泊の推進は田園の将来の仕事を生み出す重要な施策であり、「農業遺産農家民宿等支援事業」の中でも、多様な主体の参画の一端を担う農家民宿などを開業する際に要する経費の一定額を助成している。

カスケード3は、農業や食に興味のある移住者（主に女性の方で、地域おこし協力隊や農業体験滞在者など）を棚田ガイドとして養成し、都市部からの移住志向者で地元と馴染みたい方と長閑で牧歌的な棚田を散策し米作りの魅力を伝える。環境に配慮した有機農業もしくは広域連携組織でのスマート農業のどちらにおいても、地域ぐるみで移住志向の方々に沿った新しいカスケードを組み立てていく。

(5) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)～(4)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記の指定棚田地域振興協議会の馬木地区下部組織である馬木地区指定棚田活動組織である。また、同協議会への参画はないものの、町内にある2つの中学校（仁多中学校、横田中学校）には総合学習の場を提供する。また町内にある1つの高校（県立横田高校）には農業加工品の開発・販売を試す仮想会社の場に、また町内企業にはCSR活動の場を提供する。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

奥出雲町指定棚田地域振興協議会

棚田等の保全・棚田地域の振興に向けて奥出雲町（農業振興課、農林土木課）を事務局とする協議会。構成メンバーは奥出雲町長、農業委員長、島根県、J Aしまね、農業者団体、各地区指定棚田活動組織（仮称）、フィールドワーク・ワークショップの進行・提案を頂く棚田アドバイザー（有識者）など。別に、棚田コンシェルジュ（農林水産省中国四国農政局地方参事官島根県担当）が施策的な方針を提供する。

馬木地区指定棚田活動組織

協議会の下部組織である馬木地区の活動組織の構成メンバーは、馬木地区農地・水・環境保全組織運営委員会会長、副会長（コーディネーター）、各自治会をはじめ、馬木小学校、馬木幼稚園、馬木健康クラブ、馬木地区婦人会、農業法人(有)コスモ二十一、奥出雲町土地改良区、個人農業担い手、大原新田棚田保全管理委員会の代表の方々など。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

奥出雲町全域で指定棚田の活動計画を提出する理由

奥出雲町内の全域が中山間地域に位置し、たたら製鉄による棚田の文化的景観を持つ地域資源としての価値が、広く認識され、全域での「国の文化的景観の選定」、「日本農業遺産の認定」を受けている。

各旧地域（各地区）の集落の中で、棚田景観のビューポイントへの展望台の設置や棚田のライトアップ、歴史的建造物をリノベーションした飲食店や民泊の営み、棚田オーナー制度そして各地区小学生に向け米作り体験を催している集落は少ない。

そこで、各地区の活動団体と各集落協定が有機的に結びつき、中山間地域等直接支払交付金等（棚田活動加算など）を原資として、奥出雲町全域に波及・相乗する活動計画とする必要がある。

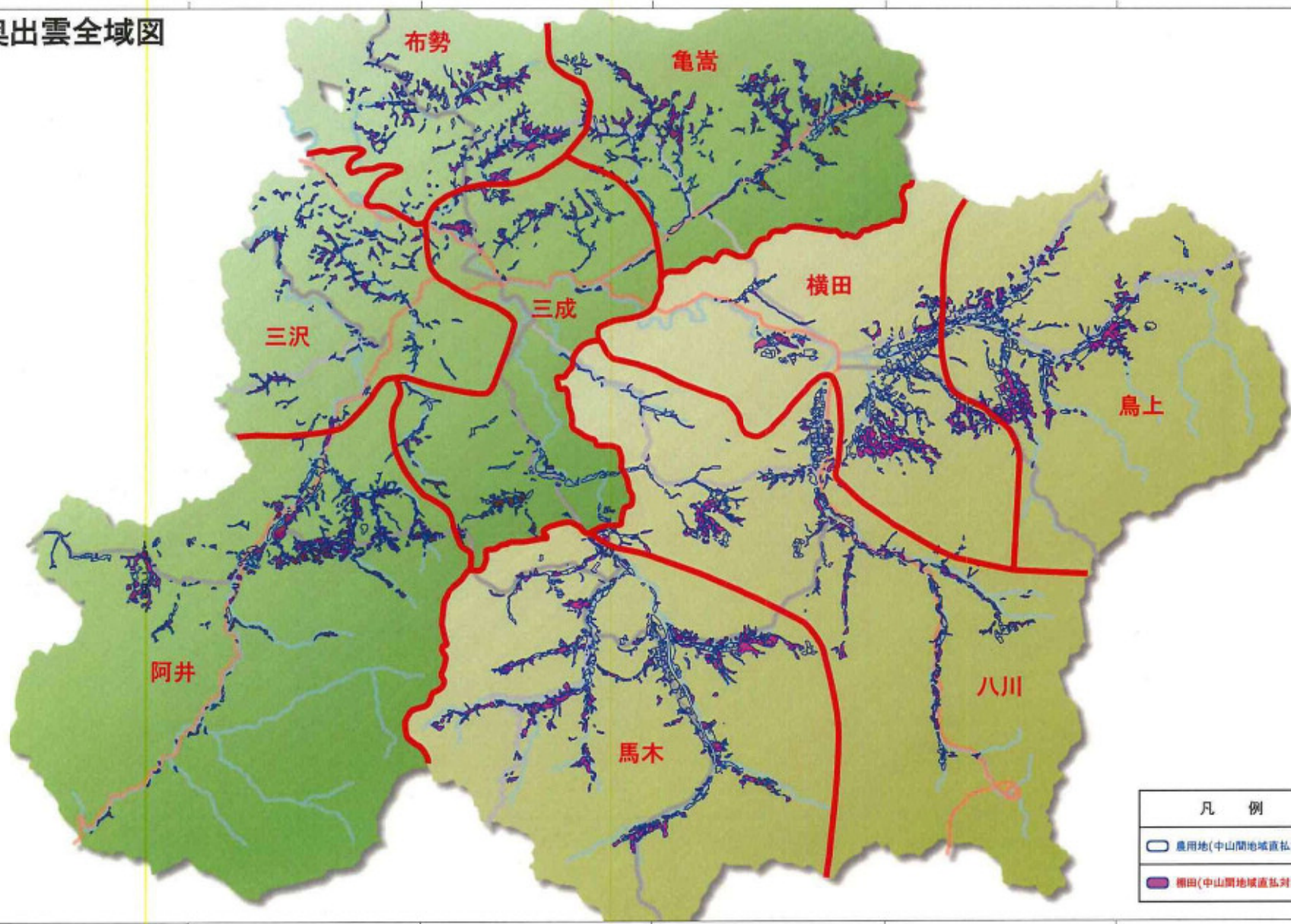
参考資料

① 奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観（国の重要文化的景観）2014年選定【資料1】

② 日本農業遺産 2019年認定【資料2】

參考資料

奥出雲全域図



1:80,000

●農出産物内における農田活用事例

指定郡田地区	協定事業者名	営農形態等 担い手の育成ステージ	都市農村交流 景観・交流・体験イベント	特産品づくり 特産・加工品づくり・オリジナル米	農業体験 ふるさと教育・	環境農業	農田に関連する施設			
							耕田施設 農産台	農田施設 カフェ系	耕田施設 棚田系	関連する拠点施設
作樂	上三所	上三所営農組合		水田遊覧（現ニトマト栽培の開始）	米づくり体験（約5）	GAP取組（2名）			ECKゲストハウス	佐白温泉長者の湯
	八代									
	佐白	合同会社佐白米	八代二十七歳、農出産物推進	牧口オリジナル米の販売					多摩田楽博物館 原宿レストラン	多摩田楽博物館
三成	石原聖田	(農)石原聖田	農産（米づくり）体験、栽培記録保全	エゴマ	米づくり体験（約5）					大上アの里
	美女原		新そばまつり（西農部）		炊き込み体験（約4）（やま子会）					仁多米倉庫
	下横田									農出産物多米園
竜馬	中瀬野	中瀬野果物委員会	ホタル鑑賞会（龍馬ホタルの会）	竜馬産加工品「夏野菜の串揚げ」 仁多もち・酒	米づくり体験（約5）				竜馬温泉玉峰山荘 理レストラン	竜馬温泉玉峰山荘
	久比須	(農)くびす	野米祝儀祭（酒蔵交流館）							酒蔵交流館
	高田	(農)たかた								一井同心塾
岡井	岡井本郷大上武城	(農)岡井、(農)川原清見水会	担米体験（夜泊八幡宮）	岡井産加工品「おひの餅」	米づくり体験（約5）（見物用） 岡井地区産米保全管理協定					
	岡井地区	岡井地区連携組織								
	真地		新そばまつり（酒蔵等）							岡井家可製米産成程
	瑞泉	スーちゃん農園	有機栽培・特別産米産地型体験農園		スーちゃん特選仁多米、仁多もち、まこも					
三沢	上教場				初生米産地（約4）					
	沼津		葛山山頂祭 三沢稲穂祭（葛山山三沢稲穂保存会）		米づくり体験（約5）					みさびの館
	原田		ホタル再生プロジェクト							
	三沢町			三沢産産加工品「味千風みさびわ」						
鳥上	涌谷		ライトアップ（一社）地場産米地場産米	湧谷に多米こしむかり	米づくり体験（約5）			湧谷産米デッキ	湧谷、稲の倉	上蔵書庫
	高橋				たから体験学習			高橋産米台		
	竹尾本郷	(農) 神話の瀬戸内川		水田遊覧体験△米（横田LIP）						農産物△米
	中丁（個別協定）	(農) 中丁		水田遊覧体験△米（横田LIP）						髪乃上温泉髪乃上荘
横田	山原	(農) 山原	新そばまつり そば打ち体験（山原そば）	水田遊覧体験△米（横田LIP）						
	蔵原	(農) ひぐち、(株) 西田農園		水田遊覧体験△米 横田LIP	米づくり体験（約5）					蔵原サロン(旧蔵原)
	横田		新そばまつり（おかり農：横田神社社務所）							
	五反田	五反田集落営農組合		新そばまつり（ネットワーク集落営農、新そばまつり）						
八川	加茂	加茂農協組合	オオサンショウウオ（保存会）							
	大谷			初穂 後藤和彦さん	米づくり体験（約5）				後藤家茶園十五台	古閑家「約集」
	三森原	(農) 三森原		水田遊覧体験△米（横田LIP）						後藤家 林産記念館
	古市中	古市農協組合		有機栽培農産ようがらし（サンエイト）						古閑家「約々」
馬木	小八川		新そばまつり（小八川そば）							
	川西		新そばまつり、かわにしそば打ち体験							新土質科院 農産資料
	坂一太郎	(農) 大塚ノ原	日本産田舎米	(酒米) 鞍田米五百石	米づくり体験（約5）				大塚新田産米台	
	野伏	(農) コスモ21		馬木産加工品「いぬい酒アクリル米」						
馬木	大蔵		新蕎麦大蔵寺ライトアップ (大蔵寺の大蔵蕎麦保存会)							大蔵寺本堂
	大津			大津産米						
	反原	(農) 馬木の里たんぼ		水田遊覧体験△米（横田LIP）						
	木谷	(農) こまき	新そばまつり（木谷おそば）							

※表）藤田地域振興活動計画加算における「アイウ選取表一覧」

「防災地域の形成に関する基本方針②」と「中山間地開発の促進」の両方		項目	目標（定量的な数値）
ア、「防災地域の形成に関する目標」			
1	防災意識の向上	・防災意識の向上と普及 ・防災意識の向上と普及	（地元振興内で）防災意識を普及し、防災意識調査を1回以上実施し、防災意識向上として●aを普及。 （地元振興内で）防災意識を普及し、防災意識調査を1回以上実施し、防災意識向上として●aを普及。
2	藤田地域の発展	・防災意識の向上と普及 ・防災意識の向上と普及	（地元振興内で）防災意識を普及し、防災意識調査を1回以上実施し、防災意識向上として●aを普及。 （地元振興内で）防災意識を普及し、防災意識調査を1回以上実施し、防災意識向上として●aを普及。
3	新作物や藤田産入産物の普及・安全対策の取組	・新作物や藤田産入産物の普及・安全対策の取組 ・新作物や藤田産入産物の普及・安全対策の取組	（地元振興内で）新作物や藤田産入産物の普及・安全対策の取組を1回以上実施し、新作物や藤田産入産物の普及・安全対策の取組として●aを普及。 （地元振興内で）新作物や藤田産入産物の普及・安全対策の取組を1回以上実施し、新作物や藤田産入産物の普及・安全対策の取組として●aを普及。
4	避難経路の立ち上げ	・避難経路の立ち上げ ・避難経路の立ち上げ	（地元振興内で）避難経路の立ち上げを1回以上実施し、避難経路の立ち上げとして●aを普及。 （地元振興内で）避難経路の立ち上げを1回以上実施し、避難経路の立ち上げとして●aを普及。
5	防災意識の向上・育成	・防災意識の向上・育成 ・防災意識の向上・育成	（地元振興内で）防災意識の向上・育成を1回以上実施し、防災意識の向上・育成として●aを普及。 （地元振興内で）防災意識の向上・育成を1回以上実施し、防災意識の向上・育成として●aを普及。

イ、「藤田地域の形成を促すことに関する目標の達成・発展に関する目標」

1	農作業の効率化・軽量化	・効率化・軽量化に向けた農具の改良（ドローン活用） ・効率化・軽量化に向けた農具の改良（自動刈草機）	（地元振興内で）効率化・軽量化に向けた農具の改良（ドローン活用）を1回以上実施し、効率化・軽量化に向けた農具の改良として●aを普及。 （地元振興内で）効率化・軽量化に向けた農具の改良（自動刈草機）を1回以上実施し、効率化・軽量化に向けた農具の改良として●aを普及。
2	農産物の供給の促進	・ブランド米（本県産品）としての出荷 ・ブランド米（本県産品）としての出荷 ・ブランド米（本県産品）としての出荷	（地元振興内で）ブランド米（本県産品）としての出荷を1回以上実施し、ブランド米（本県産品）としての出荷として●aを普及。 （地元振興内で）ブランド米（本県産品）としての出荷を1回以上実施し、ブランド米（本県産品）としての出荷として●aを普及。 （地元振興内で）ブランド米（本県産品）としての出荷を1回以上実施し、ブランド米（本県産品）としての出荷として●aを普及。
3	自然環境の保全・活用	・自然環境の保全・活用 ・自然環境の保全・活用 ・自然環境の保全・活用	（地元振興内で）自然環境の保全・活用を1回以上実施し、自然環境の保全・活用として●aを普及。 （地元振興内で）自然環境の保全・活用を1回以上実施し、自然環境の保全・活用として●aを普及。 （地元振興内で）自然環境の保全・活用を1回以上実施し、自然環境の保全・活用として●aを普及。
4	良好な景観の形成	・良好な景観の形成 ・良好な景観の形成 ・良好な景観の形成	（地元振興内で）良好な景観の形成を1回以上実施し、良好な景観の形成として●aを普及。 （地元振興内で）良好な景観の形成を1回以上実施し、良好な景観の形成として●aを普及。 （地元振興内で）良好な景観の形成を1回以上実施し、良好な景観の形成として●aを普及。
5	伝統文化の継承等	・伝統文化の継承等 ・伝統文化の継承等 ・伝統文化の継承等	（地元振興内で）伝統文化の継承等を1回以上実施し、伝統文化の継承等として●aを普及。 （地元振興内で）伝統文化の継承等を1回以上実施し、伝統文化の継承等として●aを普及。 （地元振興内で）伝統文化の継承等を1回以上実施し、伝統文化の継承等として●aを普及。

ウ、「観光を核とした観光振興の促進に関する目標」

1	観光振興活動の推進	・観光振興活動の推進 ・観光振興活動の推進 ・観光振興活動の推進	（地元振興内で）観光振興活動の推進を1回以上実施し、観光振興活動の推進として●aを普及。 （地元振興内で）観光振興活動の推進を1回以上実施し、観光振興活動の推進として●aを普及。 （地元振興内で）観光振興活動の推進を1回以上実施し、観光振興活動の推進として●aを普及。
2	観光客の増加	・観光客の増加 ・観光客の増加 ・観光客の増加	（地元振興内で）観光客の増加を1回以上実施し、観光客の増加として●aを普及。 （地元振興内で）観光客の増加を1回以上実施し、観光客の増加として●aを普及。 （地元振興内で）観光客の増加を1回以上実施し、観光客の増加として●aを普及。
3	観光客の増加	・観光客の増加 ・観光客の増加 ・観光客の増加	（地元振興内で）観光客の増加を1回以上実施し、観光客の増加として●aを普及。 （地元振興内で）観光客の増加を1回以上実施し、観光客の増加として●aを普及。 （地元振興内で）観光客の増加を1回以上実施し、観光客の増加として●aを普及。
4	観光客の増加	・観光客の増加 ・観光客の増加 ・観光客の増加	（地元振興内で）観光客の増加を1回以上実施し、観光客の増加として●aを普及。 （地元振興内で）観光客の増加を1回以上実施し、観光客の増加として●aを普及。 （地元振興内で）観光客の増加を1回以上実施し、観光客の増加として●aを普及。
5	観光客の増加	・観光客の増加 ・観光客の増加 ・観光客の増加	（地元振興内で）観光客の増加を1回以上実施し、観光客の増加として●aを普及。 （地元振興内で）観光客の増加を1回以上実施し、観光客の増加として●aを普及。 （地元振興内で）観光客の増加を1回以上実施し、観光客の増加として●aを普及。
6	観光客の増加	・観光客の増加 ・観光客の増加 ・観光客の増加	（地元振興内で）観光客の増加を1回以上実施し、観光客の増加として●aを普及。 （地元振興内で）観光客の増加を1回以上実施し、観光客の増加として●aを普及。 （地元振興内で）観光客の増加を1回以上実施し、観光客の増加として●aを普及。

※ア～ウの各項目、目標を定量的に一つ以上定める。その際、イを基本目標とする目標、イを前提条件とする目標、ウを結果目標とする目標（人材の確保や研修機会の確保）に関する目標として記載している。
 ※「観光地域の形成に関する基本方針②」に基づくもの以外の観光客の増加に関する目標は、●aはその中から「中山間地開発の促進」に記載のあるもの。
 ※ア～ウの各項目について、それぞれ複数の項目で目標を設定し、一つ以上達成すれば、藤田地域振興活動計画加算の対象となる。
 ※実施年度の場合、採り手の確保・育成に要する、基礎的設備等は、加算対象外となる。